

足立区公契約条例の手引

(令和8年度用)

令和8年3月

足立区



知ると分かる。
すると変わる。

SDGs MODEL ADACHI

目 次

	頁
1 条例制定の背景・経緯	1
2 用語の定義	2
3 条例の概要	3
4 適用範囲	5
5 適用労働者の範囲	8
6 労働報酬下限額	9
7 労働報酬の定義と算定方法	10
8 賃金等の基準額	13
9 賃金等の記録、保存	15
10 報告書の提出	16
11 労働者等への周知	17
12 下請、再委託	18
13 労働者等からの申出	19
14 報告及び立入調査	20
15 是正措置	20
16 契約解除及び指名停止	20
17 損害賠償及び違約金	21
18 公表	21

<資料・様式>

	頁
資料 1 公契約条例の適用となる案件の流れ	24
資料 2 足立区公契約条例報告書	26
資料 3-1 労働者向け周知様式例(工事請負契約用)	28
資料 3-2 労働者向け周知様式例(業務委託契約用)	29
資料 3-3 労働者向け周知様式例(指定管理協定用)	30
資料 3-4 労働者向け周知様式例(配布用チラシ)	31
資料 4 周知カード(様式例)	33
資料 5 受注関係者案内	34
資料 6 足立区公契約条例に係る誓約書	35
資料 7 賃金等に係る申出書及び情報提供等に関する同意書	36
資料 8-1 工事又は製造の請負の契約に係る令和 7 年度労働報酬下限額一覧	37
資料 8-2 工事又は製造の請負以外の契約に係る労働報酬下限額一覧	38
資料 8-3 指定管理者との協定に係る労働報酬下限額一覧	39
資料 9 公共工事設計労務単価職種の定義	41

<関係法令>

	頁
足立区公契約条例	48
足立区公契約条例施行規則	54
足立区労働報酬審議会規則	58
足立区公契約等審議会規則	60
公契約約款特約条項（工事請負契約）	62
公契約約款特約条項（業務委託契約）	64
公契約約款特約条項（指定管理協定）	66
労働基準法（抜粋）	68
労働基準法施行規則（抜粋）	70
労働基準法第三十七条第一項の時間外及び休日の 割増賃金に係る率の最低限度を定める政令	71
最低賃金法（抜粋）	72
最低賃金法施行規則（抜粋）	72
地方自治法（抜粋）	73

1 条例制定の背景・経緯

足立区では、区民サービスの質を確保し、区民福祉の向上を図ることを目的に、平成23年に学識経験者と区職員で構成する「公契約制度検討委員会」を立ち上げ、公契約条例の制定に向けて検討を行いました。

その後、委員会での検討結果や他自治体の動向、専門定型業務の外部化などを踏まえて、平成25年足立区議会第三回定例会に条例案を提出、可決され、平成26年4月1日から足立区公契約条例が施行されました。

足立区公契約条例は、10年余にわたり、公契約の適正な履行を確保し良質な区民サービスの提供に寄与してきました。

一方で、社会情勢や雇用環境の変化に伴い、条例の見直しに関する意見が寄せられてきました。

そこで、区では、公契約現場の実態を把握するため、令和4年10月に事業者・労働者双方にアンケート調査を実施し、浮かび上がった課題等をまとめました。

そして、区長の附属機関である「足立区公契約等審議会」「足立区労働報酬審議会」等での検討、審議内容を踏まえて、令和6年足立区議会第三回定例会に条例改正案を提出、可決され、令和7年4月1日から施行されることとなりました。

2 用語の定義

この手引きにおける用語の定義は、以下のとおりです。

用語	定義
1 公契約	区が締結する工事、製造その他の請負の契約
2 受注者	区と公契約を締結する者
3 受注関係者	① 下請、再委託その他区以外の者から公契約に係る業務の一部について請け負う者 ② 受注者又は①に規定する者へ労働者を派遣する者
4 労働者等	① 受注者又は受注関係者に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法第9条に規定する労働者 ② 労働派遣法の規定により公契約に係る業務に派遣される者 ③ 自らが提供する役務の対価を得るため、受注者又は受注関係者との請負の契約により公契約に係る業務に従事する者
5 賃金等	① 上記「労働者等」4-①又は4-②に該当する者がその雇用する者から得る賃金 ② 上記「労働者等」4-③に該当する者が当該請負契約により得る収入
6 適用契約等	公契約条例の適用を受ける契約及び指定管理者との協定
7 適用労働者	適用契約等に係る業務に従事し、公契約条例の規定が適用される労働者

3 条例の概要

足立区公契約条例の主な内容は以下のとおりです。

事 項	主な内容
(第1条) 目的	公契約に係る区の基本方針並びに区及び受注者が対等な立場と信頼関係をもとに締結する公契約において果たすべき責務を定めるとともに、公正、公平な入札・契約制度を確立し、安全かつ良質な事務、事業の執行を確保することにより、地域経済の活性化と区民福祉の向上に寄与することを目的とする。
(第2条) 定義	条例に掲げる用語の定義
(第3条) 基本方針	<ol style="list-style-type: none"> ① 公契約の適正な履行により事務、事業を円滑に執行し、良質な区民サービスを確保すること ② 労働者等の適正な労働条件の確保、安全な労働環境の整備を図ること ③ 地域経済の活性化に寄与する事業者を適正に評価し、区内業者の育成を図ること ④ 入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性並びに公正、公平な競争を確保すること ⑤ 談合その他の不正行為排除を徹底すること
(第4条) 区の責務	<ol style="list-style-type: none"> ① 地域経済の活性化のため、区内事業者が積極的に競争に参加できる仕組みを作ること ② 工事成績評価制度により、公契約の安全性と優良な品質を確保すること ③ 公契約の発注に際し、労働者等の労働条件の確保、労働環境の整備に留意するよう受注者に対し要請すること
(第5条) 受注者の責務	受注者として社会的な責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、公契約に係る総合的な施策に協力し、労働者等の適正な労働条件の確保、労働環境の整備に努める。
(第6条) 適用範囲	<ol style="list-style-type: none"> ① 予定価格が1億円以上の工事又は製造の請負契約 ② 予定価格が9千万円以上の工事又は製造の請負以外の請負の契約のうち施行規則で定めるもの
(第7条) 公契約に定める事項	<ol style="list-style-type: none"> ① 労働報酬下限額以上の賃金等を支払うこと ② 労働報酬下限額以上の賃金等を受注者と受注関係者が連帯して支払うこと ③ 労働報酬下限額、公契約業務従事時間等を記録、保存すること ④ 労働条件等の法令遵守を報告すること ⑤ 労働者等に適用労働者、労働報酬下限額、申出先を周知すること ⑥ 労働者等への職種等を通知すること ⑦ 下請、再委託契約での条例遵守規定を記載すること ⑧ 報告、立入調査を応諾すること

事 項	主な内容
	⑨ 是正措置及びその報告をすること ⑩ 受注関係者が報告、立入調査及び是正措置に協力すること ⑪ 契約解除 ⑫ 契約解除による受注者の損害への免責 ⑬ 契約解除による違約金の徴収
(第8条) 契約解除	区は、以下に該当するときは、公契約を解除することができる。 ① 調査の報告をしない、虚偽の報告、調査の拒否、質問に答弁しない、虚偽の答弁をしたとき ② 是正措置の命令に従わないとき ③ 是正措置の報告をしない、虚偽の報告をしたとき
(第9条) 労働報酬下限額	① 最低賃金のほか、公共工事設計労務単価や公的機関が定める基準、足立区職員の給与単価等を勘案し、区長が定める。 ② 労働報酬審議会の意見を聴いたうえで定める。 ③ 労働報酬下限額を定めたときは告示する。
(第10条) 労働者等の申出	労働者等は、賃金等が適正に支払われないときは、区長、受注者又は受注関係者にその事実を申し出ることができる。
(第11条) 不利益取扱いの禁止	申出を理由とした解雇、請負契約の解除等を禁止する。
(第12条) 労働報酬審議会	① 労働報酬下限額の調査、審議のため設置 ② 委員は6名以内 ③ 事業者、労働者、学識経験者に委嘱 ④ 任期は2年、再任可
(第13条) 報告及び立入調査	① 区長は、労働者等の申出時又は必要に応じて、受注者に報告を求め、区職員の事業所等へ立ち入り、書類等の調査、関係者への質問を行うことができる。 ② 立入調査時の区職員は身分証を携帯、求めに応じて提示する。
(第14条) 是正措置	① 区長は、報告、調査の結果、条例違反が認められるときは、受注者に是正措置を命じることができる。 ② 受注者は、是正を命じられたときは、速やかに措置を講じ、区長は、期日を定めて措置内容の報告を求めることができる。
(第15条) 公表	契約解除したとき又は公契約終了後に条例違反が判明したときは、その旨を公表することができる。
(第16条) 公契約等審議会	① 入札・契約手続の運用状況、苦情申立て、条例の運用状況及び契約制度の適正なあり方について調査、審議を所掌 ② 委員は5名以内 ③ 学識経験者に委嘱 ④ 任期は2年、再任可
(第17条) 指定管理者との協定	指定管理者と締結する公の施設の管理に関する協定は、公契約とみなして条例を適用する。
(第18条) 委任	条例の規定のほか、必要な事項は別に規定

4 適用範囲

公契約条例の適用を受ける契約及び指定管理者との協定は次のとおりです。

- (1) 令和7年4月1日以降に締結された契約等
 (新たな適用範囲により受注者を募集した契約等)

契約等の種類	適用範囲
① 工事又は製造の請負の契約	予定価格が1億円以上の契約
② 工事又は製造の請負以外の請負の契約	予定価格が9千万円以上の契約のうち、次に掲げる業務 ① 庁舎その他施設（指定管理者による管理を行わないものに限る。以下同じ。）における設備又は機器の運転、管理、保守又は点検の業務 ② 庁舎その他施設における電話交換、受付及び案内の業務 ③ 庁舎その他施設の維持管理又は運営の業務 ④ 庁舎その他施設における建物清掃の業務 ⑤ 庁舎その他施設における警備の業務（機械警備業務を除く。） ⑥ 庁舎その他施設における給食調理の業務 ⑦ 区立学校における用務の業務 ⑧ 区内及び区の隣接地域内における車両の運行の業務 ⑨ 前項に掲げるもののほか、区長が適当と認めたもの ※ ⑨に該当する契約は、別途告示します。
③ 指定管理者との協定	すべての公の施設の管理に関する協定

(2) 令和7年3月31日以前に締結された契約等
 (改正前の適用範囲により受注者を募集した契約等)

契約等の種類	適用範囲
① 工事又は製造の請負の契約	予定価格が1億8千万円以上の契約
② 工事又は製造の請負以外の請負の契約	<p>予定価格が9千万円以上の契約のうち、次に掲げる業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 庁舎その他施設(指定管理者による管理を行わないものに限る。以下同じ。)における設備又は機器の運転又は管理の業務 ② 庁舎その他施設における電話交換、受付及び案内の業務 ③ 前項に掲げるもののほか、区長が適当と認めたもの <p>※ ③に該当する契約は、別途告示します。</p>
③ 指定管理者との協定	<p>平成26年4月1日以後に指定管理者の公募を行う公の施設の管理で、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 区立保育園 都市農業公園、花畑公園・桜花亭、元湊江公園・生物園 生涯学習センター 地域学習センター 区立図書館 地域体育館 総合スポーツセンター 東綾瀬公園温水プール 竹の塚温水プール・竹の塚体育館 千寿本町小学校温水プール 平野運動場 文化芸術劇場 西新井文化ホール こども未来創造館 校外施設(※)

※ 令和4年2月以降に公募した指定管理者との協定について適用となります。

- * 予定価格は、税込み（消費税及び地方消費税相当額）の金額です。
- * 契約方法（一般競争入札、指名競争入札、随意契約）は関係ありません。
- * 適用となる案件については、その旨を一般競争入札の公告、指名通知書、見積依頼書、指定管理者の指定の申請に係る告知等に記載し、事業者に通知します。事業者は、公契約条例が適用される案件であることを了承した上で参加、申込することになります。
- * 適用契約等を締結した受注者は、適用契約等に係る業務の一部を下請、再委託等により受注関係者に請け負わせる場合には、公契約条例が適用される契約であり、受注関係者にも規定が適用される旨を説明し、承諾を得る必要があります。

5 適用労働者の範囲

(1) 公契約条例の規定が適用される労働者等（以下、適用労働者）の範囲は次のとおりです。

<ul style="list-style-type: none">● 受注者又は受注関係者に雇用され、適用契約等に係る業務に従事する者● 指定管理者に雇用され、指定管理者が管理する当該公の施設の管理に係る業務に従事する者 (正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト、等)
<ul style="list-style-type: none">● 労働者派遣法の規定により適用契約等に係る業務に派遣される者● 労働者派遣法の規定により指定管理者が管理する当該公の施設の管理に係る業務に派遣される者
<ul style="list-style-type: none">● 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は受注関係者との請負の契約により適用契約等に係る業務に従事する者（一人親方・個人事業主）
<ul style="list-style-type: none">● 指定管理者が締結する当該公の施設の管理に係る平常的に行われる業務の委託に関する契約に係る業務に従事する者（「平常的に行われる業務」とは、「毎週1時間以上行われる業務」とする。）

* 適用労働者は、受注者に雇用される者だけでなく下請負者、再委託業者に雇用される者を含みます。

(2) 次に掲げる者は公契約条例の規定が適用されません。

<ul style="list-style-type: none">● 同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人
<ul style="list-style-type: none">● 労働者ではない者（ボランティア、会社役員等）
<ul style="list-style-type: none">● 最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者 (ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。)
<ul style="list-style-type: none">● 適用契約等に係る業務に直接従事しない者（事務員、材料の製造に従事する者等）
<ul style="list-style-type: none">● 適用契約等に係る業務に従事した時間が1か月あたり30分未満の者
<ul style="list-style-type: none">● 工事又は製造の請負の契約の場合における現場技術者 (現場代理人、監理技術者、主任技術者)
<ul style="list-style-type: none">● 指定管理者が管理する当該公の施設に係る工事請負契約のうち、発注者が当該指定管理者又は当該指定管理者の再委託業者である工事に従事する者

6 労働報酬下限額

労働報酬下限額とは、適用契約等において、受注者及び受注関係者が労働者等に対して支払わなければならない賃金等の下限となる額で、1時間当たりを単位として決定します。区長は、足立区労働報酬審議会からの答申を踏まえ、毎年、職種ごとにその額を定め、告示します。

労働報酬下限額は、基本的に契約を締結した年度の労働報酬下限額を適用しますが、契約が複数年度にわたる場合は、公契約等の種類により適用の仕方が異なります。

工事又は製造の請負契約については、締結の翌年度以降に労働報酬下限額が改定された場合でもその適用は受けず、履行終了まで当初の労働報酬下限額を適用します。

工事又は製造の請負以外の請負契約（業務委託契約）及び指定管理者との協定については、その年度ごとに定める最新の労働報酬下限額を適用します。

<令和7年度労働報酬下限額算定の考え方>

契約等の種類	労働者の職種	算定の考え方
① 工事又は製造の請負の契約	51職種 (P.37資料8-1)	熟練労働者、一人親方 令和8年度公共工事設計労務単価の90%に基づき定める1時間当たりの金額 (P.37 資料8-1参照)
	見習い・手元等	熟練労働者以外の労働者(※1) 令和8年度公共工事設計労務単価(軽作業員)の70%に基づき定める1時間当たりの金額 (1時間当たり 1,637円)
② 工事又は製造の請負以外の請負の契約	業務委託従事者	令和7年度足立区会計年度任用職員(事務補助)報酬(1時間当たりの金額)を勘案した金額 (1時間当たり 1,483円) (P.38 資料8-2参照)
③ 指定管理者との協定	有資格保育士	有資格者の保育士 区内施設従事者の金額に100円を加算した額 (1時間当たり 1,583円) (P.39~40 資料8-3参照)
	区内施設従事者	有資格者の保育士以外の職種 令和7年度足立区会計年度任用職員(事務補助)報酬(1時間当たりの金額)を勘案した金額 (1時間当たり 1,483円) (P.39~40 資料8-3参照)
	区外施設従事者	令和7年度地域別最低賃金額に対前年度比改定額を加算した額(※2) 日光(1時間当たり1,132円) (P.39~40 資料8-3参照) 鋸南(1時間当たり1,204円) (")

※1 労働者等の合意の下、「見習い、手元等」の労働者と使用者が判断する者を言います。

※2 令和4年2月以降に公募した指定管理者との協定について適用となります。

7 労働報酬の定義と算定方法

公契約における労働報酬とは、受注者、受注関係者から労働者等に支払われる賃金等をいいます。

契約の種類及び労働者に応じて労働報酬に算定する手当等は次のとおりです。

(1) 労働報酬の範囲

<算定対象とする手当等>

契約等の種類及び労働者		手当等の例
工事又は製造の請負の契約	熟練労働者	基本給（定額給）、出来高給、労働基準法第37条第1項及び第4項に規定する割増賃金（時間外・休日・深夜労働等に係る割増賃金）、家族手当、扶養手当、役職・現場・資格手当等（当該適用労働者の本来業務に対して支払われるもの）、有給休暇手当、精勤手当、実物給与（通勤用定期・食事代）、賞与（ボーナス等）
	熟練労働者以外の労働者	
	請負契約におけるいわゆる一人親方	公契約に係る作業に従事するために締結した請負契約における請負代金として支払われるもの（消費税及び地方消費税相当額を除く）。請負代金が、その業務に係る作業の出来高に応じて支払われる場合は、その支払われる額
工事又は製造の請負以外の請負の契約における労働者	時間外・休日・深夜労働の割増賃金の算定の基礎となる賃金及び時間外・休日・深夜労働の割増賃金のうち当該適用契約等において従事した作業に係る部分	
指定管理者との協定における労働者	【個人事業主の場合は、上記、「工事又は製造の請負の契約」欄の「請負契約におけるいわゆる一人親方」と同じ】	

<算定対象から除く手当等>

契約等の種類及び労働者		手当等の例
工事又は製造の請負の契約	熟練労働者	各職種の通常の作業条件・内容を超えた特殊な労働に対する手当、使用者の責に帰すべき事由により労働者を休業させたことに対する休業手当、労働者持ちの工具、車両の損料等賃金ではなく経費の負担にあたる手当
	熟練労働者以外の労働者	
	請負契約におけるいわゆる一人親方	調達した資材や持ち込んだ機械等に係る経費
工事又は製造の請負以外の請負の契約における労働者		家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、臨時に支払われた賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
指定管理者との協定における労働者		【個人事業主の場合は、上記、「工事又は製造の請負の契約」欄の「請負契約におけるいわゆる一人親方」と同じ】

- * 工事又は製造の請負の契約における熟練労働者及び熟練労働者以外の者の各手当等の詳細は、公共事業労務費調査連絡協議会の「公共事業労務費調査の手引き」にある手当の基準内・外の区分に準じています。
- * 工事又は製造の請負以外の請負契約及び指定管理者との協定における労働者等の各手当等の詳細は、労働基準法第37条、同法施行規則第20条及び第21条に準じています。
- * 労働報酬は、税金や社会保険料等を控除する前のものであって、実際に手元に支払われる、いわゆる手取り賃金とは異なります。
- * 上記における手当等の名称は、法令や一般的に用いられている名称であり、手当等の算定については、名称のみではなく支給基準や支給実態によって判断してください。
- * 一人親方や個人事業主と請負契約を締結する際は、契約金額の内訳を契約書（請書等）に記載するなどして、上記の経費や標準工数（人工数）について明確にしてください。

(2) 労働報酬の算定方法

適用労働者が1か月の中で、適用契約等に係る業務とその他の業務に従事した場合、適用契約等に係る業務に対して支払われた手当以外の労働報酬については、それぞれの業務に従事した労働時間の割合に応じて按分します。

また、工事又は製造の請負の契約の適用労働者に支払われる手当等のうち、通勤手当や賞与等のように、複数月分がまとめて支払われるものについては、1か月当たりの額に換算して算定します。

【労働報酬の算出例】

＜工事請負契約における月払い賃金の場合＞

A 工事…公契約条例の適用となる工事

B 工事…その他の工事

労働時間の例

労働区分	所定時間内労働 (1日8時間)	所定時間外労働 (時間単価 3,000、 算定割合 125%)
A 工事従事時間	①120 : 00	③15 : 00
B 工事従事時間	40 : 00	5 : 00
合計	②160 : 00	20 : 00

賃金の例

賃金区分	支給額	備考
基本給	480,000	月額支給
家族手当	20,000	月額支給
時間外割増賃金	75,000	
A 工事個別手当	20,000	適用契約に従事した際の現場手当
B 工事個別手当	なし	
実物給与 (通勤手当)	30,000	年間2回6か月分を支給
臨時の給与(賞与)	240,000	年間2回6か月ごとに支給

労働報酬の算定

賃金区分	1か月分の 支給額	労働報酬	計算方法
基本給	480,000	360,000	$480,000 \times ①120h \div ②160h$
家族手当	20,000	15,000	$20,000 \times ①120h \div ②160h$
時間外割増賃金	75,000	56,250	$3,000 \times 1.25 \times ③15h$
A 工事個別手当	20,000	20,000	適用契約に係る業務に対する支給 であるため全額が対象
実物給与 (通勤手当)	(※1) 5,000	3,750	$30,000 \div 6 \text{ か月} \times ①120h \div ②160h$
臨時の給与(賞与)	(※2) 40,000	30,000	$240,000 \div 6 \text{ か月} \times ①120h \div ②160h$
合計		485,000	

(※1) 1か月分の通勤手当の計算 $30,000 \div 6 \text{ か月} = 5,000$

(※2) 1か月分の賞与の計算 $240,000 \div 6 \text{ か月} = 40,000$

A 工事の労働報酬 = 485,000円

8 賃金等の基準額

適用契約等においては、算定対象の賃金等が基準額以上でなければなりません。基準額とは、職種ごとに定められた労働報酬下限額に算定労働時間数を乗じた額です。

(1) 算定労働時間数

時間外労働、休日労働又は深夜労働を行わせた場合は、それぞれの労働時間数に算定割合を乗じ、その合計した時間数が算定労働時間数となります。各労働時間に乗じる算定割合は次のとおりです。

区 分	算定割合	内 容
① 法定労働時間数	100%	法定労働時間（1日8時間、1週40（44）時間）内に従事した労働時間数 ※法定労働時間内において所定労働時間を超えて従事した労働時間数
② 法定外労働時間数	125%	法定労働時間を越えて従事した労働時間数 ※法定外休日（所定休日）に従事した法定労働時間を越える労働時間数を含む。
③ 月60時間超時間外労働時間数	25%	②の法定外労働時間数のうち、1か月に60時間を超えて従事した労働時間数（時間外労働代替休暇を付与した時間数を除く。）
④ 休日労働時間数	135%	法定休日において従事した労働時間数
⑤ 深夜労働時間数	25%	午後10時から午前5時までの間に従事した労働時間

- * 上表②から⑤については、労働基準法第37条第1項及び第4項に賃金の割増が定められています。このため基準額算定においては時間数を割増することで割増率を反映します。
- * ⑤の深夜労働時間数については、②又は④の内数となります。
- * 労働基準法の規定に基づき、変形労働時間制を適用している場合は、その適用時間を超えて従事した時間数にそれぞれの算定割合を乗じます。
- * 有給休暇を取得した場合は、その時間も含まれます。
- * 一人親方・個人事業主の場合は、請負契約であるため、上記の区分等は適用されません。

(2) 労働報酬と基準額の比較

「7 労働報酬の定義と算定方法(2)労働報酬の算定方法」で示したA工事における労働報酬の算出例を元に比較します。

労働報酬下限額：3,455円(職種：特殊作業員)とした場合の基準額
公契約条例の適用となるA工事における工事従事時間
所定時間内労働：120時間
所定時間外労働：15時間(算定割合125%)

基準額

$3,455 \text{円} \times (120 \text{時間} + (15 \text{時間} \times 125\%))$
 $= 3,455 \text{円} \times 138.75 \text{時間}$
 $\approx 479,381 \text{円}$ (※小数点以下は切り捨て)

労働報酬：485,000円 ≥ 基準額：479,381円

※このように労働報酬が基準額以上であれば問題ありません。

9 賃金等の記録、保存

適用労働者に支払われる賃金等について、労働者等からの申出があった場合などに労働報酬の基準額を算定、確認するため、受注者及び受注関係者は、労働者ごと、賃金等の支払対象期間ごとに、以下の項目を受注者及び受注関係者が有する帳簿に記録し、保存してください。

令和7年4月1日より前に条例の適用となった契約等についても、同日以降に支払った賃金等は記録、保存してください。

記録、保存する項目
① 当該労働者等に適用する職種（9ページ、37～40ページ参照）
② 当該労働者等に適用される労働報酬下限額（9ページ、37～40ページ参照）
③ 当該労働者等の所定内労働時間数 ≪労働者等が個人事業主の場合を除く≫
④ ③のうち、適用契約の業務に従事した時間数
⑤ 13ページの8（1）区分欄に記載されている各労働時間数のうち、適用契約等に係る業務に従事した労働時間数 ≪労働者等が個人事業主の場合を除く≫
⑥ 10ページの7（1）「算定対象とする手当等」に記載されている賃金等の各支給額 ≪労働者等が個人事業主の場合を除く≫
⑦ ⑥のうち、適用契約に係る業務に対して支払われる手当等
⑧ ⑥のうち、1か月を超える期間を対象に支払われる手当等の支払対象期間 【工事又は製造の請負の契約のみ】

* 一人親方・個人事業主など、請負契約により適用契約の業務に従事する労働者等については、①、②、及び適用契約の業務に従事した時間数などを記録、保存するほか、請負契約書や発注書、請書の写しを保存してください。

労働基準法では労働者を雇用する事業者に対して、労働者名簿や賃金台帳、出勤簿、年次有給休暇取得管理簿などを法定帳簿として整備し、保存することを義務付けています。よって、法定帳簿や就業規則、給与規程などに上記の項目が記載されている場合や法定帳簿等に記載されている内容から判別できる場合は、改めて記録し、保存する必要はありません。

賃金等の記録を保存する期間及びその起算日などについては、法定帳簿に関する労働基準法及び同法施行規則の規定を準用します（保存する期間は、当分の間は3年間【本則は5年間】）。

10 報告書の提出

受注者は、受注関係者も含めて、適用契約の業務に従事する労働者の賃金、労働時間、社会保険の加入状況その他の労働条件が適正であることを必ず確認し、「足立区公契約条例報告書」を提出してください。

(1) 提出方法

- ① 報告書は、受注者が作成、提出してください(受注関係者は提出する必要はありません)。
- ② 複数の契約等を受注した場合は、契約案件ごとに報告書を提出してください。
- ③ 様式は、提出年度ごとに、足立区ホームページからダウンロードしてください。
 足立区ホームページ>メニュー>仕事・産業>入札・契約>入札・プロポーザル・契約等>「足立区公契約条例」について 各種様式
 (26～27ページの資料2「足立区公契約条例報告書」参照)

(2) 提出期日

① 工事又は製造の請負の契約

回数	提出期日
第1回	契約期間前半の遵守状況を契約期間の中間日が属する月の末日までに提出
第2回	契約期間後半の遵守状況を契約満了日又は完了検査日のいずれか早い日までに提出

* 工期変更などの状況により、提出期日に変更される場合があります。

② 工事又は製造の請負以外の請負の契約及び指定管理者との協定

契約期間にかかわらず、一年度につき2回の提出とします。なお、契約満了日又は完了検査日が以下の期日よりも前に到達する場合は、提出期日はその日までとします。

回数	提出期日
第1回	当該年度の上半期の遵守状況を9月30日までに提出
第2回	当該年度の下半期の遵守状況を3月31日までに提出

(3) 提出先

契約等の種類	提出先
① 工事又は製造の請負の契約	足立区総務部契約課
② 工事又は製造の請負以外の請負の契約	足立区役所南館11階
③ 指定管理者との協定	指定管理者との協定を締結する担当課

1 1 労働者等への周知

(1) 受注者は労働者等に次に掲げる事項を周知しなければなりません。作業所等の見やすい場所に掲示又は備え付けるか、労働者等に書面で交付します。

＜労働者等に周知する事項＞

- ① この条例が適用される労働者等の範囲
- ② 労働報酬下限額
- ③ 賃金等に係る申出をする場合の連絡先

- * 資料編の「労働者向け周知様式例」を参考に、ポスターやチラシ等を作成し、作業所等の見やすい場所にポスター等を掲示する、お知らせ等を備え付ける、又はチラシ等を労働者等すべてに配布するなど、周知を徹底してください。
- * 労働報酬下限額は足立区ホームページにも一覧表を掲載しています。

(2) 受注者及び受注関係者は、労働者等に対し、労働者等に適用される労働報酬下限額又は職種を通知しなければなりません。区から渡された「足立区公契約条例 周知カード」(33ページの資料4参照)を適用労働者に配付してください。

契約等の種類	配付するカードの「あなたの職種」	
① 工事又は製造の請負の契約	労働者に適用される職種 (「51職種」又は「見習い、手元等」)	
② 工事又は製造の請負以外の請負の契約	「業務委託従事者」	
③ 指定管理者との協定	区立保育園	「有資格保育士」又は「区内施設従事者」
	区立保育園以外の区内施設	「区内施設従事者」
	校外施設	「区外施設従事者」

- * 工事又は製造の請負の契約の受注者及び受注関係者は、カードの「あなたの職種」欄に、労働者等に適用する職種(37ページの資料8-1記載の「51職種」又は「見習い、手元等」)を記入してから配付してください。
- * 区立保育園の指定管理者及び受注関係者は、労働者に適用する職種に応じて、「有資格保育士」又は「区内施設従事者」のカードを配付してください。
- * カードは区が作成し、受注関係者の分も含めて、受注者にお渡しします。カードが不足した場合は、速やかに契約課又は担当課に申し出てください。

12 下請、再委託

条例の規定は、受注者が雇用する労働者及び受注者に派遣される労働者のみならず、受注関係者が雇用する労働者及び受注関係者に派遣される労働者にも適用されます。

よって、適用契約等に係る業務の一部を請け負わせる契約、又は業務に従事する労働者を派遣させる契約を締結するときは、受注関係者が条例の内容を理解したうえで、契約を締結する必要があります。

公契約に係る業務を下請、再委託するときは、契約締結前に、契約の相手方に条例の内容を説明し、条例の規定を遵守する旨を記載した契約書を締結してください。

- * 下請、再委託契約を締結する前には、34ページの資料5「受注関係者案内」を交付し、条例の内容を説明してください。
- * 「受注関係者案内」は、最新のを足立区ホームページからダウンロードして、使用してください。
足立区ホームページ>メニュー>仕事・産業>入札・契約>入札・プロポーザル・契約等>「足立区公契約条例」について 各種様式
- * 下請、再委託の契約書には、「本業務を請け負う者は、足立区公契約条例（平成25年足立区条例第47号）の規定を遵守しなければならない。」などの規定を設けてください。また、既に下請、再委託契約を締結している場合など、契約書に上記の規定を設けることが困難なときは、35ページの資料6「足立区公契約条例に係る誓約書」などを活用して、条例遵守の承諾を得るようにしてください。

1 3 労働者等からの申出

適用労働者は、賃金等が支払われない場合や労働報酬下限額を下回る場合は、区、受注者又は受注関係者にその事実を申し出ることができます。

(1) 適用労働者は、適用契約等に係る業務に従事した時間、その他の業務に従事した時間、労働報酬の内訳を把握・管理し、労働報酬が基準額を下回っているか確認してください。

確認の際には、足立区ホームページ掲載の「労働報酬セルフチェックシート」をご活用ください。

足立区ホームページ>メニュー>仕事・産業>入札・契約>入札・プロポーザル・契約等>公契約の業務に従事する方へ「労働報酬下限額」

(2) 労働報酬が基準額を下回る場合、適用労働者は、申出書に必要事項を記入し、区、受注者又は受注関係者に提出してください。

(3) 受注者及び受注関係者は、適用労働者から問い合わせや申出があった場合は誠実に対応し、基準額を下回っていたことが確認できた場合は、速やかに不足分の支払いを行ってください。また、申出があった場合には、当該労働者に調査結果を回答するとともに、区に顛末を報告してください。

(4) 受注者及び受注関係者は、適用労働者が申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはなりません。

1 4 報告及び立入調査

労働者等から賃金等に関する申出があったとき、又は調査が必要であると認めるときは、区は、受注者に対して報告を求め、又は事業所等への立入り、書類やその他の物件の検査、関係者への質問等、必要な調査を行います。受注者はこれらの調査に応じなければなりません。

受注関係者は、上記の報告や調査に対し、受注者から協力を求められたときは、速やかに応じなければなりません。

- * 立入調査をする職員は身分証明書を携帯し、関係者から請求があった場合はこれを提示します。

1 5 是正措置

報告又は立入調査の結果、受注者又は受注関係者が条例の規定に違反しているときは、区は、受注者に対して是正措置を講ずることを命じます。是正措置を命じられた受注者は、速やかに対応を図るとともに、区が定める期日までに措置の内容を報告しなければなりません。

受注関係者は、上記の是正措置に対し、受注者から対応を求められたときは、速やかに応じなければなりません。

1 6 契約解除及び指名停止

次のいずれかに該当するときは、区は、適用契約等を解除します。また、足立区競争入札参加停止及び指名停止措置要綱に基づき、指名停止の措置を行います。

指定管理者との協定については、協定の解除のほかに、地方自治法、公の施設に関する条例及び基本協定書の規定に基づき、指定の取り消し、又は業務の停止を命じることがあります。

- 労働者等からの申出について、受注者から報告がされないとき
- 労働者等からの申出について、受注者からの報告が虚偽であったとき
- 受注者が調査を拒んだとき
- 受注者が調査に非協力的であったとき（妨害、忌避、質問に答えない、虚偽の答弁）
- 受注者が是正措置の命令に従わないとき
- 受注者からの是正報告がされないとき
- 受注者からの是正報告が虚偽であったとき

17 損害賠償及び違約金

適用契約等の解除により受注者に損害が生じたとしても、区は、その損害を賠償する責任を負いません。また、区は、適用契約等の解除に伴う違約金を徴収することができます。

- * 指定管理者との協定では、基本協定書の規定に基づき、指定の取り消し、又は業務の停止を命じたことにより受注者に損害が生じたとしても、区は、その損害を賠償する責任を負いません。

18 公表

適用契約等を解除したとき、又は適用契約等の終了後に受注者が公契約条例の規定に違反したことが判明したときは、以下の事項を遅滞なく公表します。

(1) 公表する事項

- 適用契約等の件名
- 適用契約等の締結日
- 当該違反をした受注者又は受注関係者の氏名及び所在地
(法人その他の団体にあつては名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地)
- 適用契約等を解除した場合、その解除日及び理由
- 適用契約等の終了後に条例の規定に違反したことが判明した場合、その違反の内容及びそれに対する措置
- 区長が必要と認める事項

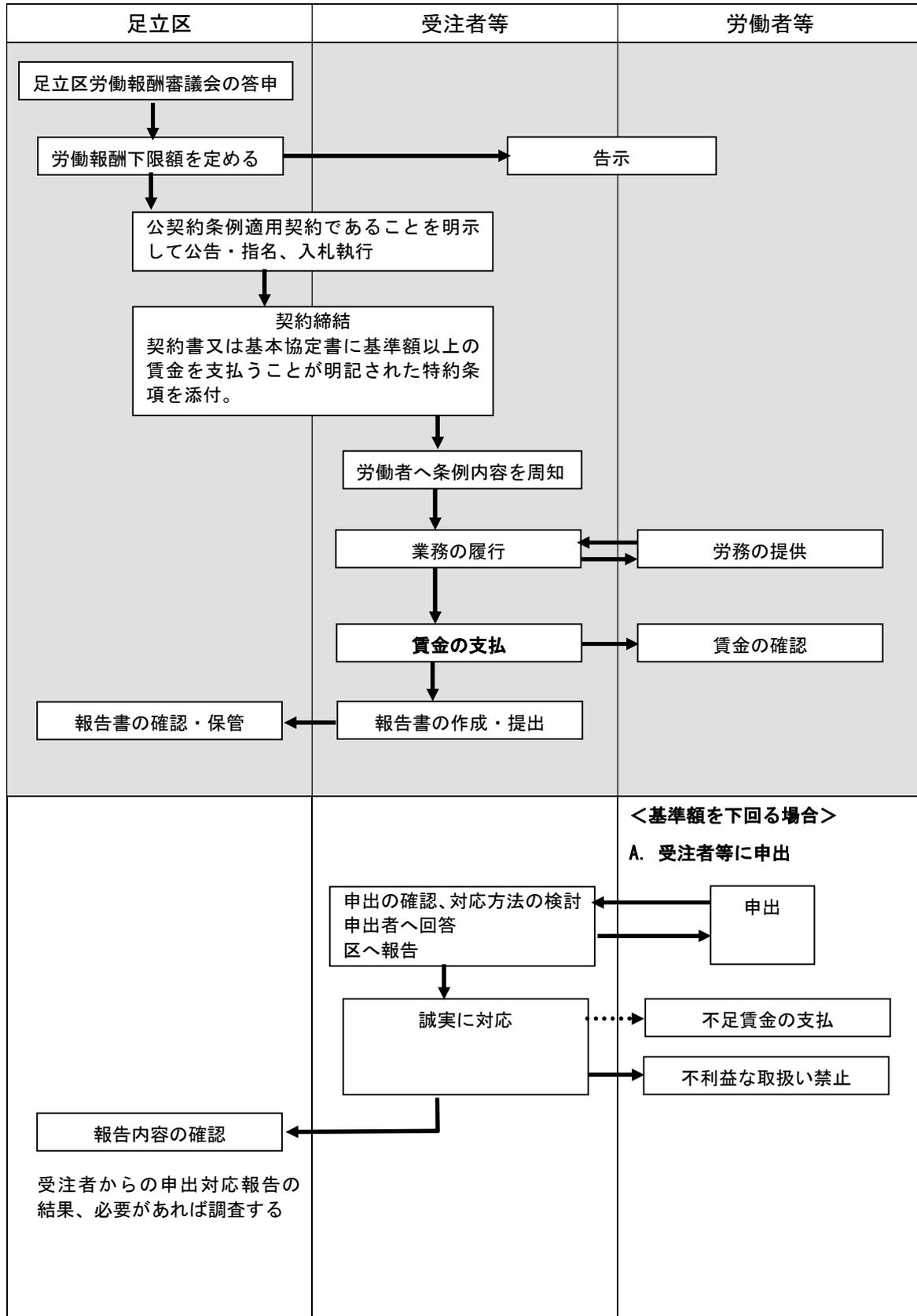
(2) 公表の方法

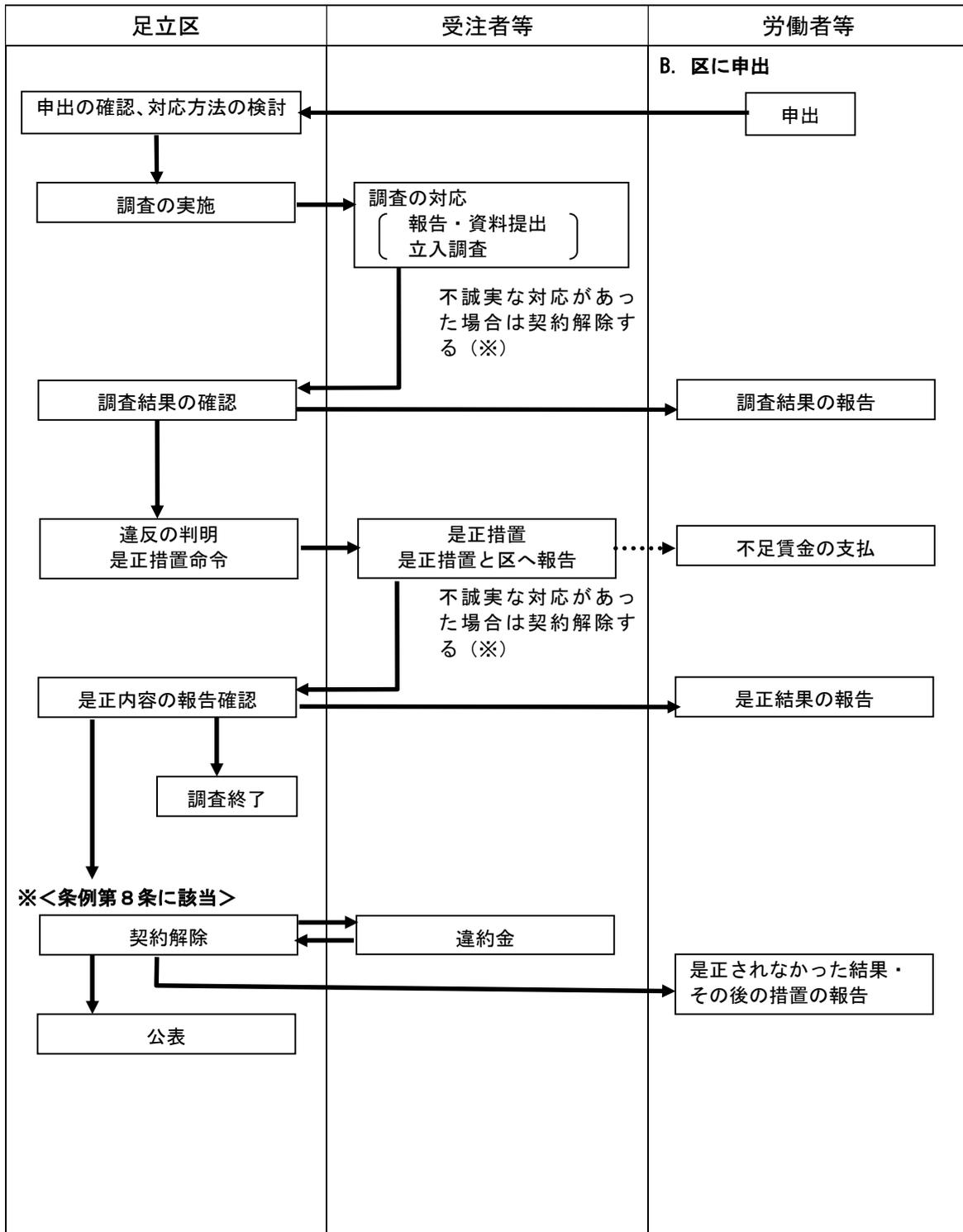
足立区ホームページに掲載します。

＜資料・様式＞

	頁
資料 1 公契約条例の適用となる案件の流れ	24
資料 2 足立区公契約条例報告書	26
資料 3-1 労働者向け周知様式例(工事請負契約用)	28
資料 3-2 労働者向け周知様式例(業務委託契約用)	29
資料 3-3 労働者向け周知様式例(指定管理協定用)	30
資料 3-4 労働者向け周知様式例(配布用チラシ)	31
資料 4 周知カード(様式例)	33
資料 5 受注関係者案内	34
資料 6 足立区公契約条例に係る誓約書	35
資料 7 賃金等に係る申出書及び情報提供等に関する同意書	36
資料 8-1 工事又は製造の請負の契約に係る令和 8 年度労働報酬下限額一覧	37
資料 8-2 工事又は製造の請負以外の契約に係る労働報酬下限額一覧	38
資料 8-3 指定管理者との協定に係る労働報酬下限額一覧	39
資料 9 公共工事設計労務単価職種の定義	41

(資料1) 公契約条例の適用となる案件の流れ





足立区公契約条例報告書（令和8年度用）

提出日 令和 年 月 日

公契約約款特約条項第4条に基づき、条例等の遵守状況について報告します。

提出者	(所在地)
	(名称)
	(代表者)

適用契約件名 (公の施設名称)	
--------------------	--

適用労働者数 (受注関係者分含む)	名	内訳：正社員 _____名、パート・アルバイト _____名、その他() _____名
----------------------	---	--

項目	No.	確認事項	チェック(該当に)
公契約条例	1	労働者の賃金は、足立区長が告示した労働報酬下限額以上の額に基づき支払われていますか【条例第7条第1号、第9条第1項関係】	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	2	労働者に適用される労働報酬下限額、当該契約の業務に従事した時間などを記録し、保存していますか【条例第7条第3号関係】	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	3	条例が適用される労働者等の範囲、労働報酬下限額、労働者が申出をする場合の連絡先を作業場の見やすい場所に掲示、備え付け、又は書面を交付していますか【条例第7条第5号関係】	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	4	労働者に「足立区公契約条例周知カード」を配付していますか【条例第7条第6号関係】 周知カード配付数（受注関係者の労働者分を含む） _____名	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	5	本契約に係る業務を下請又は再委託するときは、条例の規定を遵守する旨を契約書に定めていますか【条例第7条第7号関係】	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
労働基準法	6	法定事項を記載した労働者名簿を作成していますか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	7	法定事項を記載した賃金台帳を作成していますか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	8	出勤簿・タイムカード等により適正に労働時間を把握していますか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	9	全従業員に対して労働条件通知書（労働契約書）を交付し、就業場所・業務の変更の範囲や賃金・時間外労働の有無・休日・契約期間等の労働条件を明示していますか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	10	労働時間が6時間を超える場合、少なくとも45分、8時間を超える場合、少なくとも60分の休憩時間を与えていますか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	11	毎週少なくとも1日、又は4週間を通じて4日以上の日を有していますか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	12	時間外労働、休日労働、深夜労働がある場合、割増賃金は適正に支払われていますか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	13	時間外労働が1ヶ月について60時間を超えた場合、超えた時間について5割以上の割増賃金を支払っていますか（本人が希望した場合代替休暇を付与していますか）	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	14	時間外労働、休日労働がある場合、労働者代表（または労働組合）と労使協定（36協定）を締結し、労働基準監督署に届け出ていますか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	15	常時雇用する従業員が10人以上いる場合、就業規則の作成・届出をしていますか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	16	年次有給休暇を正社員のほか、パートタイマーにも適正に与えていますか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
17	年次有給休暇が10日以上付与される労働者に対して「使用者による時季指定」「労働者自らの請求・取得」「計画年休」のいずれかの方法で、年5日以上の日を有していますか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
18	時間単位の年次有給休暇制度を採用している場合、労使協定は締結されていますか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
労働安全衛生法	19	健康診断（雇入れ時、定期、特定業務従事者）は実施していますか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	20	常時50人以上の従業員がいる場合、衛生管理者・産業医等を、また事業規模や業務に応じ、安全衛生推進者・衛生推進者・作業主任者等を選任していますか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	21	常時50人以上の従業員がいる場合、ストレスチェックを実施していますか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	22	常時50人以上の従業員がいる場合、安全委員会・衛生委員会を設置していますか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	23	安全衛生教育（雇入れ時、配置転換、危険又は有害業務に就かせるとき）は行われていますか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

項目	No.	確認事項	チェック(該当に)
高年齢者雇用安定法	24	定年制度がある場合、60歳以上の定めをしていますか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	25	65歳までの継続雇用制度はありますか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
雇用保険法	26	1週の所定労働時間が20時間以上で、31日以上雇用見込みがある者をすべて雇用保険に加入させていますか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
健康保険法 厚生年金保険法	27	1週の所定労働時間および1か月の所定労働日数が常時雇用者の3/4以上の者を健康保険・厚生年金保険に加入させていますか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
	28	常時51人以上の厚生年金保険の被保険者がいる場合で、1週の所定労働時間が20時間以上の者を健康保険・厚生年金保険に加入させていますか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
育児・介護休業法	29	改正育児・介護休業法（令和7年10月1日改正）に適合した育児・介護休業規定になっていますか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
労働施策総合推進法 男女雇用機会均等法	30	職場におけるパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントを防止するため、雇用管理上必要な措置を講じていますか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
女性活躍推進法	31	常時雇用する従業員が101人以上いる場合、一般事業主行動計画を策定し、社内周知と外部公表を行なっていますか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
障害者雇用促進法	32	障がい者の雇用率が法定雇用率（2.5%）に達していますか	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※該当しない項目のチェック欄は斜線を記入（受注者・受注関係者のいずれかが適用される場合は、チェックすること）

(資料 3-1) 労働者向け周知様式例 (工事請負契約用)

足立区公契約条例に関するお知らせ (工事請負契約)

件名	
履行場所	
履行期限	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

この業務は、足立区が定める基準額以上の労働報酬を適用労働者に支払うこと等が規定されています。詳細は、区ホームページで確認することができます。

【区HP】



○足立区公契約条例の適用労働者の範囲

適用労働者	<ul style="list-style-type: none"> ● 正社員・日雇い労働者・パート・アルバイト等雇用形態を問わず、当該業務に従事する者 (労働基準法第9条に規定する労働者) ● 労働者派遣法の規定により当該業務に派遣される者 ● 請負契約により当該業務に従事する者 (一人親方)
適用を受けない労働者	<ul style="list-style-type: none"> ● 同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人 ● 労働者ではない者 (ボランティア、会社役員等) ● 最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者 (ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。) ● 公契約に係る業務に直接従事しない者 (事務員、材料の製造に従事する者等) ● 公契約に従事した時間が30分未満の者 ● 工事又は製造の請負の契約の場合における現場技術者 (現場代理人、監理技術者、主任技術者)

○労働報酬下限額

この工事に従事する労働者等は、足立区が定める1時間当たりの賃金 (労働報酬下限額) から算出する基準額以上の労働報酬を受け取ることができます。

職種	労働報酬下限額
51 職種/見習い・手元等	別表のとおり

○申出をする場合の申出先

適用労働者は、基準額以上の労働報酬を受け取っていない場合は、その旨を雇用主、受注者又は区に文書で申出することができます。

申出先		申出書提出先	連絡先
受注者			
発注者	足立区総務部契約課	〒120-8510 足立区中央本町一丁目17番1号	03-3880-5832

※ 上記の申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いはありません。

(資料 3-2) 労働者向け周知様式例 (業務委託契約用)

足立区公契約条例に関するお知らせ (業務委託契約)

件名	
履行場所	
履行期限	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

この業務は、足立区が定める基準額以上の労働報酬を適用労働者に支払うこと等が規定されています。詳細は、区ホームページで確認することができます。

【区HP】



○足立区公契約条例の適用労働者の範囲

適用労働者	<ul style="list-style-type: none">● 正社員・日雇い労働者・パート・アルバイト等雇用形態を問わず、当該業務に従事する者 (労働基準法第9条に規定する労働者)● 労働者派遣法の規定により当該業務に派遣される者● 請負契約により当該業務に従事する者 (個人事業主)
適用を受けない労働者	<ul style="list-style-type: none">● 同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人● 労働者ではない者 (ボランティア、会社役員等)● 最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者 (ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。)● 公契約に従事した時間が30分未満の者

○労働報酬下限額

この業務に従事する労働者等は、足立区が定める1時間当たりの賃金 (労働報酬下限額) から算出する基準額以上の労働報酬を受け取ることができます。

職種	労働報酬下限額
業務委託従事者	1,483 円

○申出をする場合の申出先

適用労働者は、基準額以上の労働報酬を受け取っていない場合は、その旨を雇用主、受注者又は区に文書で申出することができます。

申出先		申出書提出先	連絡先
受注者			
発注者	足立区総務部契約課	〒120-8510 足立区中央本町一丁目17番1号	03-3880-5832

※ 上記の申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いはありません。

(資料 3-3) 労働者向け周知様式例 (指定管理協定用)

足立区公契約条例に関するお知らせ (指定管理協定)

件名	
履行場所	
履行期限	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

この業務は、足立区が定める基準額以上の労働報酬を適用労働者に支払うこと等が規定されています。詳細は、区ホームページで確認することができます。

【区HP】



○足立区公契約条例の適用労働者の範囲

適用労働者	<ul style="list-style-type: none"> ● 正社員・日雇い労働者・パート・アルバイト等雇用形態を問わず、当該業務に従事する者 (労働基準法第9条に規定する労働者) ● 労働者派遣法の規定により当該業務に派遣される者 ● 請負契約により当該業務に従事する者 (個人事業主)
適用を受けない労働者	<ul style="list-style-type: none"> ● 同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人 ● 労働者ではない者 (ボランティア、会社役員等) ● 最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者 (ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。) ● 公契約に従事した時間が30分未満の者

○労働報酬下限額

この業務に従事する労働者等は、足立区が定める1時間当たりの賃金 (労働報酬下限額) から算出する基準額以上の労働報酬を受け取ることができます。

職種	労働報酬下限額
有資格保育士	1,583 円
区内施設従事者 (有資格保育士以外)	1,483 円
区外施設従事者 (日光林間学園)	1,132 円
区外施設従事者 (鋸南自然の家)	1,204 円

○申出をする場合の申出先

適用労働者は、基準額以上の労働報酬を受け取っていない場合は、その旨を雇用主、受注者又は区に文書で申出することができます。

申出先		申出書提出先	連絡先
受注者			
発注者	足立区総務部契約課	〒120-8510 足立区中央本町一丁目17番1号	03-3880-5832

※ 上記の申出をしたことを理由として、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いは受けません。

足立区公契約条例

この現場 (仕事) には「労働報酬下限額」(賃金の下限額) が定められています。

○足立区公契約条例

足立区が発注する工事請負や業務委託に関する契約等において、従事する労働者の賃金の下限額を定めることにより、労働者の労働意欲を高め、事務や事業の質を向上させ、最終的には区民が安心して心豊かに暮らせる生活の実現を目指すものです。

令和 8 年度の労働報酬下限額

工事請負契約 公共工事設計労務単価の 90% <u>※裏面の労働報酬下限額一覧のとおり</u>	業務委託契約 業務委託従事者 時給 1, 4 8 3 円
指定管理協定 区内 有資格保育士 時給 1, 5 8 3 円 区内施設従事者 時給 1, 4 8 3 円 (有資格保育士以外)	指定管理協定 区外 日光林間学園 時給 1, 1 3 2 円 鋸南自然の家 時給 1, 2 0 4 円

※ 労働報酬下限額は足立区ホームページや「足立区公契約条例の手引 (令和 8 年度用)」にも一覧表を掲載しています。

【区HP】



○対象となる契約等

- (1) 予定価格が 1 億円以上の工事又は製造の請負の契約
- (2) 予定価格が 9 千万円以上の次の契約
 - ① 区施設の設備又は機器の運転、管理、保守又は点検の業務に関する契約
 - ② 区施設の電話交換、受付及び案内の業務に関する契約
 - ③ 区施設の維持管理又は運営の業務に関する契約
 - ④ 区施設の建物清掃の業務に関する契約
 - ⑤ 区施設の警備の業務 (機械警備業務を除く) に関する契約
 - ⑥ 給食調理 (区施設内で行われるもの) の業務に関する契約
 - ⑦ 区立学校の用務の業務に関する契約
 - ⑧ 車両運行の業務に関する契約 (区内及び隣接地域内で行われるもの)
 - ⑨ 前項に掲げるもののほか、区長が適当と認めた契約 (別途、告示したもの)
- (3) 指定管理協定

○対象となる労働者

- (1) 工事請負契約：裏面の職種で当該契約に係る業務に従事するもの (一人親方を含む)
- (2) 業務委託契約：当該契約に係る業務に従事するもの
- (3) 指定管理協定：当該公の施設の管理に係る平常的に行われる業務委託の業務に従事するもの

※ 正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト等の労働形態や雇用主が元請または下請かを問わず、賃金が支払われる方は、原則、対象となります。

工事請負契約に係る令和 8 年度労働報酬下限額一覧

1 熟練労働者

(単位：円)

No.	職 種	労働報酬下限額		No.	職 種	労働報酬下限額		No.	職 種	労働報酬下限額	
		時給	日額(8H)			時給	日額(8H)			時給	日額(8H)
01	特殊作業員	3,455	27,640	18	さく岩工	4,725	37,800	35	左官	3,803	30,424
02	普通作業員	3,038	24,304	19	トンネル特殊工	4,253	34,024	36	配管工	3,387	27,096
03	軽作業員	2,105	16,840	20	トンネル作業員	3,612	28,896	37	はつり工	3,510	28,080
04	造園工	3,117	24,936	21	トンネル世話役	4,815	38,520	38	防水工	4,298	34,384
05	法面工	3,780	30,240	22	橋りょう特殊工	4,130	33,040	39	板金工	4,028	32,224
06	とび工	3,725	29,800	23	橋りょう塗装工	4,107	32,856	40	タイル工	3,128	25,024
07	石工	3,725	29,800	24	橋りょう世話役	4,725	37,800	41	サッシ工	3,747	29,976
08	ブロック工	3,645	29,160	25	土木一般世話役	3,870	30,960	42	屋根ふき工	2,400	19,200
09	電工	3,860	30,880	26	高級船員	4,467	35,736	43	内装工	3,870	30,960
10	鉄筋工	3,803	30,424	27	普通船員	3,680	29,440	44	ガラス工	3,758	30,064
11	鉄骨工	3,353	26,824	28	潜水士	5,930	47,440	45	建具工	3,304	26,432
12	塗装工	4,107	32,856	29	潜水連絡員	4,298	34,384	46	ダクト工	3,387	27,096
13	溶接工	4,287	34,296	30	潜水送気員	4,040	32,320	47	保温工	3,218	25,744
14	運転手(特殊)	3,500	28,000	31	山林砂防工	3,657	29,256	48	建築ブロック工	3,406	27,248
15	運転手(一般)	2,880	23,040	32	軌道工	6,605	52,840	49	設備機械工	3,150	25,200
16	潜かん工	4,197	33,576	33	型わく工	3,713	29,704	50	交通誘導警備員A	2,307	18,456
17	潜かん世話役	5,030	40,240	34	大工	3,443	27,544	51	交通誘導警備員B	2,105	16,840

2 見習い・手元等(熟練労働者以外) (No.1 からNo.51 までの職種全て)

- (1) 労働報酬下限額 1,637 円(1 時間当たり)
(2) 労働報酬下限額 13,096 円(8 時間当たり)

※ 下限額の計算は、賞与等を割り返したものを含む

ご自身の賃金が労働報酬下限額より低いと思う場合

《申出先》

○受注者(元請業者)

○足立区総務部契約課

住所：〒120-8510 足立区中央本町一丁目17番1号

電話：03-3880-5832

(資料4) 周知カード (様式例)

【表面】

あなたのお仕事には、
区独自の最低賃金である

労働報酬下限額 が定められています。

足立区公契約条例で定める

あなたの
職種

労働報酬下限額は、雇用主、元請業者に
問合せいただくか、区ホームページにて
ご確認ください。

足立区



Please visit the
official Adachi
City website

【裏面】

あなたの賃金が労働報酬下限額を下回って
いるときは、申し出をすることができます。

申し出先

- 雇用主・元請業者
- 足立区 契約課
TEL：03-3880-5832

雇用主は、労働者が上記申し出をしたことを理由に、
『解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱い』を
することはできません。

令和7年3月発行

下請・再委託事業者の皆さまへ 公契約条例適用契約の締結にあたって

これから締結する契約には、足立区公契約条例が適用されます。

以下の記載内容は、足立区公契約条例の概要と契約を締結した際に遵守しなければならない事項です。これらの内容をご理解、ご了承いただいたうえで、契約を締結してください。

詳しい内容につきましては、「足立区公契約条例の手引」をご確認ください。

1 足立区公契約条例の概要

足立区と契約等を締結する事業者（受注者）及びその下請・再委託事業者（受注関係者）は、適用契約等に従事する労働者に対し、区が職種ごとに定めた労働報酬下限額以上の額を賃金等として支払うこととなっています。

労働者は、労働報酬下限額を下回る賃金等が支払われたときなどは、区長又は受注者、受注関係者にその事実を申し出ることができます。受注者及び受注関係者は、労働者が申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除など不利益な取扱いはできません。

区は、条例の遵守状況に疑義があるときは、受注者に対し、報告、立入等の調査を求めることができ、受注関係者はその報告、調査に協力しなければなりません。また、条例の規定に違反していると認めるときは、受注者に対し、是正措置を講ずるよう命じることができ、受注関係者も受注者から是正を求められたときは、速やかに応じる必要があります。

2 主な遵守事項

(1) 労働者に労働報酬下限額以上の賃金等を支払うこと。【手引8～14ページ】

適用労働者の範囲や労働報酬の算定対象から除く手当、労働時間帯に応じた算定割合などが定められています。

(2) 労働者の「職種」、「労働報酬下限額」、「公契約にかかる業務に従事した時間」を事業者の帳簿に記録し、保存すること。【手引15ページ】

労働者から賃金等の申出があった場合などに必要となるため、労働者の職種等を労働基準法等に基づく法定帳簿などとあわせて記録し、保存していただきます。

(3) 労働者に条例の内容を周知すること。【手引17ページ】

受注者からチラシ等が渡されますので、労働者にもれなく配付していただきます。

(4) 労働者に周知カードを配付すること。【手引17ページ】

周知カードは、必要枚数を受注者から受け取り、労働者に配付していただきます。また、下請・再委託をするときは、下請業者等に必要枚数をお渡しいただくこととなります。

(5) 業務を下請・再委託をするときは、この案内を使うなどして、事前に公契約制度の内容を説明し、条例の規定を遵守する旨を契約書に定めること。【手引18ページ】

下請・再委託業者には、公契約条例の内容をご理解いただいたうえで、業務を請け負っていただきます。

(6) 労働者から賃金等に関する問い合わせ、申出を受けたときは、誠実に対応すること。【手引19ページ】

労働者の方々が、ご自身の労働報酬下限額を自ら確認できるように、適宜、情報提供や説明などをしていただきます。

足立区公契約条例に係る誓約書

所在地
氏名・名称
代表者

様

所在地
氏名・名称
代表者

印

貴社と に関する 契約を締結するにあたり、下記の
事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 足立区公契約条例（以下「条例」という。）第2条第4号に規定する労働者等に支払う労務の対価（以下「賃金等」という。）の額は、条例第9条第1項の規定により足立区長が定める労働報酬下限額（以下「下限額」という。）を下回らないこと。
- 2 労働者等の氏名、職種、労働報酬下限額、当該業務に従事した時間その他足立区長が定める事項について記録し、賃金等が支払われるべき日から3年間保存すること。
- 3 賃金等が支払われるべき日において、支払われるべき賃金等が支払われていない又は支払われた賃金等の額が下限額を下回るとして、条例第10条の規定に基づきその事実を申し出た労働者等に対し、申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしないこと。
- 4 足立区長から必要な報告若しくは資料の提出、又は足立区の職員による事業所若しくは作業場における支払状況その他の必要な調査（以下「調査等」という。）の実施の求めがあった場合には、協力し、誠実に対応すること。
- 5 4の項の調査等の結果、条例の規定又は本誓約書に記載された事項に違反していたことが認められ、当該違反事項について、貴社から是正措置を求められた場合には、速やかにその措置を講ずること。また、講じた措置の内容を貴社が指定する期日までに、書面により貴社に報告すること。
- 6 本誓約書の対象となる契約について、他の者にその一部を請け負わせる、又は他の者から労働者の派遣を受ける契約を締結する場合には、条例の規定を遵守する旨をその契約で定めること。
- 7 本誓約書に定める事項のほか、条例の規定を遵守すること。

賃金等に係る申出書
及び
情報提供等に関する同意書

様

申出者 住 所

氏 名

連絡先

私に関する賃金等について、次のとおり申し出ます。

また、申出内容の事実を確認するために、本申出書に記載されている内容を賃金等の支払者又は支払義務者に提供し、支払者又は支払義務者から取得することを同意します。

契約又は協定名	
勤務場所	
申出内容	<input type="checkbox"/> 賃金等が支払われるべき日において支払われていない。 <input type="checkbox"/> 支払われた賃金等が労働報酬下限額を下回っている。
賃金等の支払者 (又は支払義務者)	
賃金等が支払われるべき日	令和 年 月 日
賃金等が支払われた日	令和 年 月 日
支払われるべき賃金等の額 (又は労働報酬基準額)	円
支払われた賃金等の額	円

(資料 8-1) 工事又は製造の請負の契約に係る令和 8 年度労働報酬下限額一覧

1 熟練労働者

(単位：円)

NO.	職 種	1 時間当たりの下限額	8 時間当たりの下限額	NO.	職 種	1 時間当たりの下限額	8 時間当たりの下限額
01	特殊作業員	3,455	27,640	27	普通船員	3,680	29,440
02	普通作業員	3,038	24,304	28	潜水士	5,930	47,440
03	軽作業員	2,105	16,840	29	潜水連絡員	4,298	34,384
04	造園工	3,117	24,936	30	潜水送気員	4,040	32,320
05	法面工	3,780	30,240	31	山林砂防工	3,657	29,256
06	とび工	3,725	29,800	32	軌道工	6,605	52,840
07	石工	3,725	29,800	33	型わく工	3,713	29,704
08	ブロック工	3,645	29,160	34	大工	3,443	27,544
09	電工	3,860	30,880	35	左官	3,803	30,424
10	鉄筋工	3,803	30,424	36	配管工	3,387	27,096
11	鉄骨工	3,353	26,824	37	はつり工	3,510	28,080
12	塗装工	4,107	32,856	38	防水工	4,298	34,384
13	溶接工	4,287	34,296	39	板金工	4,028	32,224
14	運転手(特殊)	3,500	28,000	40	タイル工	3,128	25,024
15	運転手(一般)	2,880	23,040	41	サッシ工	3,747	29,976
16	潜かん工	4,197	33,576	42	屋根ふき工	2,400	19,200
17	潜かん世話役	5,030	40,240	43	内装工	3,870	30,960
18	さく岩工	4,725	37,800	44	ガラス工	3,758	30,064
19	トンネル特殊工	4,253	34,024	45	建具工	3,304	26,432
20	トンネル作業員	3,612	28,896	46	ダクト工	3,387	27,096
21	トンネル世話役	4,815	38,520	47	保温工	3,218	25,744
22	橋りょう特殊工	4,130	33,040	48	建築ブロック工	3,406	27,248
23	橋りょう塗装工	4,107	32,856	49	設備機械工	3,150	25,200
24	橋りょう世話役	4,725	37,800	50	交通誘導警備員A	2,307	18,456
25	土木一般世話役	3,870	30,960	51	交通誘導警備員B	2,105	16,840
26	高級船員	4,467	35,736				

2 見習い・手元等(熟練労働者以外) (No.1 からNo.51 までの職種全て)

- (1) 労働報酬下限額 1,637 円(1 時間当たり)
- (2) 労働報酬下限額 13,096 円(8 時間当たり)

※ 下限額の計算は、賞与等を割り返したものを含む

(資料 8-2) 工事又は製造の請負以外の契約に係る労働報酬下限額一覧

1 業務委託従事者

契約締結年度	労働報酬下限額		備 考
	当初適用額	R8 適用額	
令和 2 年度	1, 0 6 0 円	1, 4 8 3 円	年度ごとの最新の労働報酬 下限額を適用します。
令和 3 年度	1, 0 9 4 円	1, 4 8 3 円	
令和 4 年度	1, 0 9 4 円	1, 4 8 3 円	
令和 5 年度	1, 1 3 0 円	1, 4 8 3 円	
令和 6 年度	1, 2 1 9 円	1, 4 8 3 円	
令和 7 年度	1, 3 5 0 円	1, 4 8 3 円	
令和 8 年度	1, 4 8 3 円	1, 4 8 3 円	

(資料 8-3) 指定管理者との協定に係る労働報酬下限額一覧

協定締結年度	職 種	労働報酬下限額		備 考
		当初適用額	R8 適用額	
平成 28 年度	有資格保育士	950 円	1,583 円	年度ごとの最新の労働報酬下限額を適用します。
	区内施設従事者 (有資格保育士以外)		1,483 円	
平成 29 年度	有資格保育士	970 円	1,583 円	
	区内施設従事者 (有資格保育士以外)		1,483 円	
平成 30 年度	有資格保育士	1,100 円	1,583 円	
	区内施設従事者 (有資格保育士以外)	1,000 円	1,483 円	
令和元年度	有資格保育士	1,130 円	1,583 円	
	区内施設従事者 (有資格保育士以外)	1,030 円	1,483 円	
令和 2 年度	有資格保育士	1,160 円	1,583 円	
	区内施設従事者 (有資格保育士以外)	1,060 円	1,483 円	
令和 3 年度	有資格保育士	1,194 円	1,583 円	
	区内施設従事者 (有資格保育士以外)	1,094 円	1,483 円	
令和 4 年度	有資格保育士	1,194 円	1,583 円	
	区内施設従事者 (有資格保育士以外)	1,094 円	1,483 円	
	区外施設従事者(※) 日光林間学園 鋸南自然の家	911 円 953 円	1,132 円 1,204 円	
令和 5 年度	有資格保育士	1,230 円	1,583 円	
	区内施設従事者 (有資格保育士以外)	1,130 円	1,483 円	
	区外施設従事者(※) 日光林間学園 鋸南自然の家	947 円 989 円	1,132 円 1,204 円	
令和 6 年度	有資格保育士	1,319 円	1,583 円	
	区内施設従事者 (有資格保育士以外)	1,219 円	1,483 円	
	区外施設従事者(※) 日光林間学園 鋸南自然の家	991 円 1,033 円	1,132 円 1,204 円	

協定締結年度	職 種	労働報酬下限額		備 考
		当初適用額	R8 適用額	
令和 7 年度	有資格保育士	1,450 円	1,583 円	
	区内施設従事者 (有資格保育士以外)	1,350 円	1,483 円	
	区外施設従事者(※) 日光林間学園 鋸南自然の家	1,054 円 1,126 円	1,132 円 1,204 円	
令和 8 年度	有資格保育士	1,583 円	1,583 円	
	区内施設従事者 (有資格保育士以外)	1,483 円	1,483 円	
	区外施設従事者(※) 日光林間学園 鋸南自然の家	1,132 円 1,204 円	1,132 円 1,204 円	

※令和 4 年 2 月以降に公募した指定管理者との協定について適用となります。

(資料9) 公共工事設計労務単価職種の定義

調査対象職種の定義・作業内容

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
01 特殊作業員	<p>① 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 軽機械（道路交通法第84条に規定する運転免許ならびに労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格および技能講習の修了を必要とせず、運転および操作に比較的熟練を要しないもの）を運転または操作して行う次の作業 <ul style="list-style-type: none"> イ. 機械重量3t未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型）・トラクタショベル（クローラ型）・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積込みまたは運搬 ロ. 吊上げ重量1t未満のクローラクレーン、吊上げ重量5t未満のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 ハ. 機械重量3t未満の振動ローラ（自走式）、ランマ、タンパ等を運転または操作して行う土砂等の締固め ニ. 可搬式ミキサ、バイブレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げおよび打設 ホ. ピックブレイカ等を運転または操作して行うコンクリート、舗装等のとりこわし ヘ. 動力草刈機を運転または操作して行う機械除草 ト. ポンプ、コンプレッサ、発動発電機等の運転または操作 チ. コンクリートカッター、コアボーリングマシンの運転または操作 b. 人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げ c. ダム工事において、グリズリホッパ、トリッパ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破碎設備、製砂設備、骨材運搬設備（調整ビン機械室）を運転または操作して行う骨材の製造、貯蔵または運搬 d. コンクリートポンプ車の筒先作業 <p>② その他、相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの</p>
02 普通作業員	<p>① 普通の技能および肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 人力による土砂等の掘削、積込み、運搬、敷均し等 b. 人力による資材等の積込み、運搬、片付け等 c. 人力による小規模な作業（たとえば、標識、境界ぐい等の設置） d. 人力による芝はり作業（公園等の苑地を築造する工事における芝はり作業について主体的業務を行うものを除く） e. 人力による除草 f. ダム工事での骨材の製造、貯蔵または運搬における人力による木根、不良鉱物等の除去 <p>② その他、普通の技能および肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの</p>
03 軽作業員	<p>① 主として人力による軽易な次の作業を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 軽易な清掃または後片付け b. 公園等における草むしり c. 軽易な散水 d. 現場内の軽易な小運搬 e. 準備測量、出来高管理等の手伝い f. 仮設物、安全施設等の小物の設置または撤去 g. 品質管理のための試験等の手伝い <p>② その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの</p>

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
04 造 園 工	<p>造園工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>① 樹木の植栽または維持管理</p> <p>② 公園、庭園、緑地等の苑地を築造する工事における次の作業</p> <p>a. 芝等の地被類の植付け</p> <p>b. 景石の据付け</p> <p>c. 地ごしらえ</p> <p>d. 園路または広場の築造</p> <p>e. 池または流れの築造</p> <p>f. 公園設備の設置</p>
05 法 面 工	<p>法面工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. モルタルコンクリート吹付機または種子吹付機の運転</p> <p>b. 高所・急勾配法面における、ピックハンマ、ブレーカによる法面整形または金網・鉄筋張り作業</p> <p>c. モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕上げ</p>
06 と び 工	<p>高所・中空における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 足場または支保工の組立、解体等（コンクリート橋または鋼橋の桁架設に係るものを除く）</p> <p>b. 木橋の架設等</p> <p>c. 杭、矢板等の打ち込みまたは引き抜き（杭打機の運転を除く）</p> <p>d. 仮設用エレベーター、杭打機、ウインチ、索道等の組立、据付、解体等</p> <p>e. 重量物（大型ブロック、大型覆工板等）の捲揚げ、据付け等（クレーンの運転を除く）</p> <p>f. 鉄骨材の捲揚げ（クレーンの運転を除く）</p>
07 石 エ	<p>石材の加工等について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 石材の加工</p> <p>b. 石積みまたは石張り</p> <p>c. 構造物表面のはつり仕上げ</p>
08 ブ ロ ッ ク 工	<p>ブロック工事について相当程度の技能を有し、積ブロック、張ブロック、連節ブロック、舗装用平板等の積上げ、布設等の作業について主体的業務を行うもの（48建築ブロック工に該当するものを除く）</p>
09 電 エ	<p>電気工事について相当程度の技能かつ必要な資格を有し、建物ならびに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付けまたは撤去</p> <p>b. 電線、電線管等の取付け、据付けまたは撤去</p> <p>「必要な資格を有し」とは、電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状または認定証の交付を受けていることをいう。</p> <p>① 第1種電気工事士</p> <p>② 第2種電気工事士</p> <p>③ 認定電気工事従事者</p> <p>④ 特殊電気工事資格者</p>
10 鉄 筋 工	<p>鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの</p>

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
11 鉄 骨 工	鉄骨の組立について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H.T.ボルト締めまたは建方および建方合番（相番）作業について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものおよび鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等または鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く）
12 塗 装 工	塗装作業について相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業（塗装のための下地処理を含む）について主体的業務を行うもの（塗装作業上必要となる足場の組立または解体に従事するものおよび23橋りょう塗装工に該当するものを除く）
13 溶 接 工	溶接作業について相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法により、鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接（ガス圧接を含む）または切断について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものを除く）
14 運転手（特殊）	<p>重機械（主として道路交通法第84条に規定する大型特殊免許または労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転および操作に熟練を要するもの）の運転および操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 機械重量3t以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレープドーザ・スクレーパ・モータスクレーパ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積み込みまたは運搬 b. 吊上げ重量1t以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン、吊上げ重量5t以上のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 c. ロードローラ、タイヤローラ、機械重量3t以上の振動ローラ（自走式）、スタビライザ、モータグレーダ等を運転または操作して行う土砂等のかきならしめまたは締固め d. コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転または操作して行う路面等の舗装 e. 杭打機を運転または操作して行う杭、矢板等の打込みまたは引抜き f. 路面清掃車（ブラシ式フロントリフトダンプ）、除雪車（除雪グレーダ・除雪ドーザ・ロータリ除雪車（30KW級ホイール以外））等の運転または操作 g. コンクリートポンプ車の運転または操作（筒先作業は除く）
15 運転手（一般）	<p>道路交通法第84条に規定する運転免許（大型免許、中型免許、普通免許等）を有し、主として機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 資機材の運搬のための貨物自動車の運転 b. もっぱら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転 c. 機械重量3t未満のトラクタ（ホイール型）・トラクタショベル（ホイール型）・バックホウ（ホイール型）等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積み込みまたは運搬 d. 吊上げ重量1t未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転または操作して行う資材等の運搬 e. アスファルトディストリビュータを運転または操作して行う乳剤の散布 f. 路面清掃車（ブラシ式フロントリフトダンプ以外）、除雪車（除雪トラック・凍結防止剤散布車・ロータリ除雪車（30KW級ホイール））等の運転または操作
16 潜 かん 工	加圧された密室内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、潜かんまたはシールド（圧気）内において土砂の掘削、運搬等の作業を行うもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
17 潜かん世話役	加圧された密室内における作業について相当程度の技術を有し、潜かん工事またはシールド工事（圧気）についてもっぱら指導的な業務を行うもの
18 さく岩工	岩掘削作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、爆薬およびさく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業（坑内作業を除く）について主体的業務を行うもの
19 トンネル特殊工	<p>トンネル坑内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 爆薬およびさく岩機を使用する爆破掘削</p> <p>b. 支保工の建込、維持、点検等</p> <p>c. アーチ部、側壁部およびインバートのコンクリート打設等</p> <p>d. ずり積込機、バッテリーカー、機関車等の運転等</p> <p>e. アーチ部および側壁部型わくの組立、取付け、除去等</p> <p>f. シールド工事（圧気を除く）における各種作業</p>
20 トンネル作業員	<p>トンネル坑内における作業について普通の技能および肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの</p> <p>a. 各種作業についての補助的業務</p> <p>b. 人力による資材運搬等</p> <p>c. シールド工事（圧気を除く）における各種作業についての補助的業務</p>
21 トンネル世話役	トンネル坑内における作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの
22 橋りょう特殊工	<p>橋りょう関係の作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業（工場製作に係るものおよび工場内における仮組立に係るものを除く）について主体的業務を行うもの</p> <p>a. PC橋の製作のうち、グラウト、シースおよびケーブルの組立、緊張、横締め等</p> <p>b. コンクリート橋または鋼橋の桁架設および桁架設用仮設備の組立、解体、移動等</p> <p>c. コンクリート橋または鋼橋の桁架設に伴う足場、支保工等の組立、解体等</p>
23 橋りょう塗装工	橋りょう等の塗装作業について相当程度の技能を有し、橋りょう、水門扉等の塗装、ケレン作業等（工場内を含む）について主体的業務を行うもの
24 橋りょう世話役	橋りょう関係の作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（工場内作業を除く）
25 土木一般世話役	土木工事および重機械の運転または操作について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（17潜かん世話役、21トンネル世話役または24橋りょう世話役に該当するものを除く）
26 高級船員	<p>海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を除く）の各部門の長または統括責任者をいい、次に掲げる職名を標準とする</p> <p>船長、機関長、操業長等（各会社が俗称として使用している水夫長、甲板長等を除く）</p> <p>（以下の水面は、海面に含める（27普通船員、28潜水士、29潜水連絡員および30潜水送気員についても同様）</p> <p>① 海岸法第3条により指定された海岸保全区域内の水面</p> <p>② 漁港法第5条により指定された漁港の区域内的水面</p> <p>③ 港湾法第4条により認可を受けた港湾区域内的水面</p>
27 普通船員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を含む）の船員で、高級船員以外のもの

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
28 潜 水 士	<p>潜水士免許を有し、海中の建設工事等のため、潜水器を用いかつ空気圧縮機による送気を受けて海面下で作業を行うもの</p> <p>(潜水器 (潜水服、靴、カブト、ホース等) の損料を含む)</p> <p>「潜水士免許」とは、労働安全衛生法第 61 条に規定する免許のことをいう</p>
29 潜 水 連 絡 員	<p>潜水士との連絡等を行うもので次に掲げる業務等を行うもの</p> <p>a. 潜水士と連絡して、潜降および浮上を適正に行わせる業務</p> <p>b. 潜水送気員と連絡し、所要の送気を行わせる業務</p> <p>c. 送気設備の故障等により危害のおそれがあるとき直ちに潜水士に連絡する業務</p>
30 潜 水 送 気 員	<p>潜水士への送気の調節を行うための弁またはコックを操作する業務等を行うもの</p>
31 山 林 砂 防 工	<p>山林砂防工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、山地治山砂防事業（主として山間遠かく地の急傾斜地または狭隘な谷間における作業）に従事し、主として次に掲げる作業を行うもの</p> <p>a. 人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等</p> <p>b. 人力による資材の積込み、運搬、片付け等</p> <p>c. 簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等</p> <p>d. その他各作業について必要とされる関連業務</p>
32 軌 道 工	<p>軌道工事および軌道保守について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用してレールの軌間、高低、通り、平面性等を限度内に修正保守する作業</p> <p>b. 新線建設等において、レール、枕木、バラスト等を運搬配列して、軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用して軌道を構築する作業</p>
33 型 わ く 工	<p>木工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 木製型わく（メタルフォームを含む）の製作、組立て、取付け、解体等（坑内作業を除く）</p> <p>b. 木坑、木橋等の仕拵え等</p>
34 大 工	<p>大工工事について相当程度の技能を有し、家屋等の築造、屋内における造作等の作業について主体的業務を行うもの</p>
35 左 官	<p>左官工事について相当程度の技能を有し、土、モルタル、プラスター、漆喰、人造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹き付け等の作業について主体的業務を行うもの</p>
36 配 管 工	<p>配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 配管ならびに管の撤去</p> <p>b. 金属・非金属製品（管等）の加工および装着</p> <p>c. 電触防護</p>
37 は つ り 工	<p>はつり作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のはつり取り（はつり仕上げを除く）</p> <p>b. 建築物の床または壁の穴あけ</p>

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
38 防 水 工	防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根または地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの
39 板 金 工	板金作業について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、屈曲、成型、接合等の加工および組立・取付作業ならびに金属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの（46ダクト工に該当するものを除く）
40 タ イ ル 工	タイル工事について相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床等の表面のタイル張付けまたは目地塗の作業について主体的業務を行うもの
41 サ ッ シ 工	サッシ工事について相当程度の技能を有し、金属製建具の取付作業について主体的業務を行うもの
42 屋 根 ふ き 工	屋根ふき作業について相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ぶき等の屋根ふき作業またはふきかえ作業について主体的業務を行うもの（39板金工に該当するものを除く）
43 内 装 工	内装工事について相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、石膏ボードその他ボード等の内装材料を床、壁もしくは天井に張り付ける作業またはブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業について主体的業務を行うもの
44 ガ ラ ス 工	ガラス工事について相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行うもの
45 建 具 工	建具工事について相当程度の技能を有し、戸、窓、枠等の木製建具の製作・加工及び取付作業に従事するもの
46 ダ ク ト 工	ダクト工事について相当程度の技能を有し、金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作および取付作業に従事するもの（39板金工に該当するものを除く）
47 保 温 工	保温工事について相当程度の技能を有し、建築設備の機器、配管及びダクトに保温（保冷、防露、断熱等を含む）材を装着する作業に従事するもの
49 設 備 機 械 工	機械設備工事について相当程度の技能を有し、冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベーター等の大型重量機器の据付け、調整または撤去作業について主体的業務を行うもの
50 交通誘導警備員A	警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
51 交通誘導警備員B	警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの

（参考）

参 考 職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
48 建築ブロック工	建築ブロック工事について相当程度の技能を有し、建築物の躯体および帳壁の築造または改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げおよび目地塗作業に従事するもの（08ブロック工に該当するものを除く）

<関係法令>

	頁
足立区公契約条例	48
足立区公契約条例施行規則	54
足立区労働報酬審議会規則	58
足立区公契約等審議会規則	60
公契約約款特約条項（工事請負契約）	62
公契約約款特約条項（業務委託契約）	64
公契約約款特約条項（指定管理協定）	66
労働基準法（抜粋）	68
労働基準法施行規則（抜粋）	70
労働基準法第三十七条第一項の時間外及び休日の 割増賃金に係る率の最低限度を定める政令	71
最低賃金法（抜粋）	72
最低賃金法施行規則（抜粋）	72
地方自治法（抜粋）	73

足立区公契約条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 公契約に定める事項等（第6条—第8条）
- 第3章 公契約に従事する労働者等の労働条件の確保等（第9条—第12条）
- 第4章 公契約の適正な履行の確保（第13条—第15条）
- 第5章 公契約等審議会（第16条）
- 第6章 補則（第17条・第18条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、公契約に係る区の基本方針並びに区及び公契約の相手方となる者が対等な立場と信頼関係をもとに締結する公契約において果たすべき責務を定めるとともに、公正、公平な入札・契約制度を確立し、安全かつ良質な事務、事業の執行を確保することにより、もって地域経済の活性化と区民福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 区が発注する工事、製造その他の請負の契約をいう。
- (2) 受注者 公契約を区と締結する者をいう。
- (3) 受注関係者 次に掲げる者をいう。

ア 下請、再委託その他いかなる名義によるかを問わず、受注者その他区以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負う者

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき受注者又はアに規定する者へ公契約に係る業務に従事する労働者を派遣する者

- (4) 労働者等 次に掲げる者をいう。

ア 受注者又は受注関係者に雇用され、専ら当該公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）

イ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は前号アに規定する者との請負の契約により公契約に係る業務に従事する者

- (5) 賃金等 公契約に係る労務の対価で、次に掲げるものをいう。

ア 前号アに該当する者がその雇用する者から得る賃金

イ 前号イに該当する者が当該請負契約により得る収入

（基本方針）

第3条 区は、公契約における法令遵守を徹底させるとともに、次に掲げる事項を公契約の実施に係る基本方針とする。

- (1) 公契約の適正な履行により事務、事業を円滑に執行し、良質な区民サービスを確保すること。
- (2) 労働者等の適正な労働条件の確保、安全な労働環境の整備を図ること。
- (3) 地域経済の活性化に寄与する事業者を適正に評価し、区内業者の育成を図ること。
- (4) 入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性並びに公正、公平な競争を確保すること。
- (5) 談合その他の不正行為の排除を徹底すること。

(区の責務)

第4条 区は、前条に定める基本方針（以下「基本方針」という。）にのっとり、公契約に係る総合的な施策を講じなければならない。

- 2 区は、基本方針にのっとり、地域経済の活性化のため、区内事業者が積極的に競争に参加できる仕組みを作らなければならない。
- 3 区は、別に定める工事成績評価制度により、公契約の安全性と優良な品質を確保しなければならない。
- 4 区は、公契約の発注に際し、労働者等の労働条件の確保、労働環境整備に留意するよう、契約の相手方となる者に対し要請しなければならない。

(受注者の責務)

第5条 受注者は、公契約を受注するものとして社会的な責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、前条第1項に規定する区の施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 受注者は、労働者等の適正な労働条件の確保、労働環境の整備に努めなければならない。

第2章 公契約に定める事項等

(適用範囲)

第6条 この条例が適用される公契約の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 予定価格が1億円以上の工事又は製造の請負の契約
- (2) 予定価格が9千万円以上の工事又は製造の請負以外の請負の契約のうち、区長が別に定めるもの

(公契約に定める事項)

第7条 区は、公契約においては、次に掲げる事項を定めるものとし、受注者及び受注関係者は、当該事項を遵守しなければならない。

- (1) 受注者及び受注関係者は、公契約に係る業務に従事する労働者等に対し、第9条第1項の規定により区長が定める労働報酬下限額（以下この条において「労働報酬下限額」という。）以上の賃金等を支払わなければならないこと。
- (2) 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った賃金等が労働報酬下限額を下回ったときは、当該賃金等と労働報酬下限額との差額に相当する額を当該受注関係者と連帯して支払わなければならないこと。
- (3) 受注者及び受注関係者は、当該各労働者等に適用される労働報酬下限額、労働者等が公契約に係る業務に従事した時間その他区長が定める事項を記録し、これを保存しなければならないこと。
- (4) 受注者は、公契約に係る業務に従事する労働者等の賃金等、労働時間、社会保険

の加入状況その他の労働条件が法令等に適合し、適正なものであることを区長が指定する期日までに報告しなければならないこと。

(5) 受注者は、次に掲げる事項を公契約に係る業務が実施される作業場の見やすい場所に掲示し、若しくは備え付け、又は書面を交付することにより労働者等に周知しなければならないこと。

ア この条例の適用を受ける労働者等の範囲

イ 労働報酬下限額

ウ 第10条の規定による申出をする場合の申出先

(6) 受注者及び受注関係者は、労働者等に対し、当該各労働者等に適用される労働報酬下限額又は職種を通知しなければならないこと。

(7) 受注者又は受注関係者は、公契約に係る業務の契約において、この条例の規定を遵守する旨を定めること。

(8) 受注者は、第13条第1項の規定による報告の求め又は立入調査があった場合は、これに応じなければならないこと。

(9) 受注者は、第14条第1項に規定する是正措置を講ずるよう求められた場合には、速やかに是正の措置を講じ、当該措置について、区長が定める期日までに、区長に報告すること。

(10) 第8号及び前号の場合において、受注関係者は、受注者から報告若しくは立入調査に協力し、又は是正措置を講ずることを求められたときは、速やかに応じること。

(11) 受注者が次条各号の規定に該当するときは、区は、公契約を解除することができること。

(12) 前号の規定による公契約の解除により受注者に損害が生じても、区は、その損害を賠償する責任を負わないこと。

(13) 受注者がこの条例の規定に違反し、公契約を解除したときは、違約金を徴収することができること。

(契約解除)

第8条 区は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、公契約を解除することができる。

(1) 第13条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(2) 第14条第1項の規定による命令に従わないとき。

(3) 第14条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第3章 公契約に従事する労働者等の労働条件の確保等

(労働報酬下限額)

第9条 区長は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に定める賃金のほか、次の各号に掲げる契約の種類ごとに当該各号に定める額その他の事情を勘案して、公契約に適用する労働報酬下限額を定めるものとする。

- (1) 工事又は製造の請負の契約 区が工事費の積算に用いる公共工事設計労務単価
- (2) 工事又は製造の請負以外の請負の契約 国土交通省が国の建築保全業務を委託する際の費用の積算に用いるため毎年度決定する建築保全業務労務単価、生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項に規定する厚生労働大臣の定める基準において区に適用される額その他の公的機関が定める基準及び区に勤務する常勤職員、会計年度任用職員の給与等

2 区長は、労働報酬下限額を定めようとするときは、第12条に規定する足立区労働報酬審議会の意見を聴かなければならない。

3 区長は、労働報酬下限額を定めた場合は、これを告示する。

（労働者等の申出）

第10条 労働者等は、賃金等が支払われるべき日において、支払われるべき当該賃金等が支払われていない場合又は支払われた当該賃金等の額が前条の規定による労働報酬下限額を下回る場合は、区長又は受注者若しくは受注関係者にその事実を申し出ることができる。

（不利益取扱いの禁止）

第11条 受注者及び受注関係者は、前条の規定による申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該労働者等が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

（労働報酬審議会）

第12条 労働報酬下限額について調査、審議するため、区長の附属機関として足立区労働報酬審議会（以下「労働報酬審議会」という。）を設置する。

2 労働報酬審議会は、委員6人以内をもって組織する。

3 委員は、事業者、労働者及び学識経験を有するもののうちから、区長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、労働報酬審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 公契約の適正な履行の確保

（報告及び立入調査）

第13条 区長は、第10条の規定による申出があったとき、又はこの条例に定める事項の遵守状況を確認するため必要があると認めるときは、受注者に対して報告を求め、又は区の職員に受注者の事業所等へ立ち入り、労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（是正措置）

第14条 区長は、前条第1項の報告及び立入調査の結果、受注者及び受注関係者がこの条例の規定に違反していると認めるときは、受注者に対して速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じることができる。

2 受注者は、前項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられ

た場合には、速やかに是正の措置を講ずるものとし、区長は、当該措置について、区長が定める期日までに、報告を求めることができる。

(公表)

第15条 区長は、第8条の規定により公契約の解除をしたとき、又は公契約の終了後に受注者がこの条例の規定に違反したことが判明したときは、その旨を区長が定めるところにより公表することができる。

2 公表する事項及び方法は、規則で定める。

第5章 公契約等審議会

(公契約等審議会)

第16条 入札及び契約手続における公正性、透明性を確保し、この条例を適切に運用するため、区長の附属機関として足立区公契約等審議会（以下「公契約等審議会」という。）を設置する。

2 公契約等審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 入札及び契約手続の運用状況について、調査、審議すること。

(2) 入札及び契約手続に関する苦情申立てについて、調査、審議すること。

(3) 前2号のほか、この条例の運用状況、区の契約制度の適正なあり方について、調査、審議すること。

3 公契約等審議会は、委員5人以内をもって組織する。

4 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約に関して審議及び調査を行うことができる学識経験を有する者のうちから、区長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、公契約等審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 補則

(指定管理者との協定)

第17条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）と締結する公の施設の管理に関する協定については、この条例の適用を受ける公契約とみなして、この規定を適用する。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則（平成25年9月30日条例第47号）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第12条、第16条及び付則第3項の規定は、平成25年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 第6条から第11条まで、第13条及び第14条の規定（第17条の規定により適用する場合を含む。）は、施行日以後に公告し、又は通知する工事、製造その他の請負の契約及び同日以後に公募する指定管理者に係る公の施設の管理に関する協定について適用する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区労働報酬審議会	日額 7,000円
足立区公契約等審議会	日額 21,000円

付 則（令和2年12月22日条例第64号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行に伴い新たに任命される足立区公契約等審議会の委員の任期は、改正後の足立区公契約条例第16条第5項本文の規定にかかわらず、令和3年12月9日までとする。

付 則（令和6年9月30日条例第41号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の足立区公契約条例第6条及び第17条の規定は、施行日以後に締結される工事又は製造の請負の契約及び施行日以後に指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）と締結する公の施設の管理に関する協定（この条例の公布の日前に公募手続を開始したものを除く。）について適用し、施行日前に締結した工事又は製造の請負の契約並びに施行日前に指定管理者と締結した公の施設の管理に関する協定及び施行日以後に指定管理者と締結した公の施設の管理に関する協定（この条例の公布の日前に公募手続を開始したものに限る。）については、なお従前の例による。

足立区公契約条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、足立区公契約条例（平成25年足立区条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例の例による。

(公契約の範囲)

第3条 条例第6条第2号に規定する区長が別に定める契約とは、次に掲げるものとする。

- (1) 庁舎その他施設（指定管理者による管理を行わないものに限る。以下同じ。）における設備又は機器の運転、管理、保守又は点検の業務に関する契約
- (2) 庁舎その他施設における電話交換、受付及び案内の業務に関する契約
- (3) 庁舎その他施設の維持管理又は運営の業務に関する契約
- (4) 庁舎その他施設の建物清掃の業務に関する契約
- (5) 庁舎その他施設における警備の業務（警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第5項に規定する機械警備業務を除く。）に関する契約
- (6) 庁舎その他施設における給食調理の業務に関する契約
- (7) 区立学校における用務の業務に関する契約
- (8) 区内及び区の隣接地域内における車両の運行の業務に関する契約
- (9) その他、条例の適用を受ける契約として区長が適当と認めるもの

2 前項第9号に該当する契約については、これを告示する。

(記録の保存期間)

第4条 条例第7条第3号の規定により作成した記録を保存する期間は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「法」という。）第109条に規定する期間とする。

(算定労働時間数)

第5条 条例第2条第4号アに規定する労働者等が、条例の適用を受ける公契約に係る業務に従事した場合の算定労働時間数は、当該業務に従事した時間数に、次に掲げる時間数を加えた時間数とする。

- (1) 1日について8時間又は1週間について40時間（労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第25条の2の規定に該当する場合にあっては44時間）を越えて従事した時間数（以下本号及び次号において「時間外労働時間数」という。）に100分の25を乗じた時間数
- (2) 1月の時間外労働時間数が60時間を超えた場合は、その超えた時間数（法第37条第3項の規定により同条第1項ただし書の規定による割増賃金を支払うことを要しない時間数を除く。以下本号及び第4号において同じ。）に100分の25を乗じた時間数
- (3) 前2号の規定にかかわらず、法第32条の2から第32条の5までの規定の適用を受ける労働者等に従事させた場合は、当該労働者等が法第32条の2から第32条の5までの労働時間を超えて従事した時間数（以下本号及び次号において「時間

外労働時間数」という。)に100分の25を乗じた時間数

(4) 前号の場合において、1月の時間外労働時間数が60時間を超えた場合は、その超えた時間数に100分の25を乗じた時間数

(5) 法第35条に規定する休日に従事した時間数に100分の35を乗じた時間数

(6) 午後10時から翌日の午前5時までの間に従事した時間数に100分の25を乗じた時間数

(立入調査をする職員の証明書)

第6条 条例第13条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式とする。

(公表)

第7条 条例第15条第2項に規定する公表事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公契約の件名及び締結日

(2) 受注者又は受注関係者の氏名及び所在地(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地)

(3) 公契約の解除をした場合は、その日及び理由

(4) 公契約の終了後に受注者及び受注関係者が条例の規定に違反したことが判明した場合は、その違反の内容及びそれに対する措置

(5) 前4号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 公表は、区のホームページに掲載する方法により行うものとする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則 (平成26年2月21日規則第6号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年3月2日規則第9号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年3月27日規則第28号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (令和4年2月3日規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の足立区公契約条例施行規則の規定は、公布の日以後に指定管理者を公募した公の施設に係る指定管理者との協定について適用し、同日以前に指定管理者を公募した公の施設に係る指定管理者との協定については、なお従前の例による。

付 則 (令和6年9月30日規則第60号)

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の足立区公契約条例施行規則第3条の規定は、施行日以後に締結

される足立区公契約条例（平成25年足立区条例第47号）第6条第2号に規定する契約（この規則の公布の日前に公募手続を開始したものを除く。）について適用し、施行日前に締結された足立区公契約条例第6条第2号に規定する契約及び施行日以後に締結された足立区公契約条例第6条第2号に規定する契約（この規則の公布の日前に公募手続を開始したものに限る。）については、なお従前の例による。

			第	号
立入調査員証				
写 真	職 名			
	氏 名			
	生年月日	年	月	日
上記の者は、足立区公契約条例第13条 第1項及び第2項の規定により立入調査を 行う職員であることを証明する。				
有効期限	年	月	日から	
	年	月	日まで	
足立区長				印

足立区公契約条例（抜粋）

（報告及び立入調査）

第13条 区長は、第10条の規定による申出があったとき、又はこの条例に定める事項の遵守状況を確認するため必要があると認めるときは、受注者に対して報告を求め、又は区の職員に受注者の事業所等へ立ち入り、労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

足立区労働報酬審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、足立区公契約条例（平成25年足立区条例第47号。以下「条例」という。）第12条第5項の規定に基づき、足立区労働報酬審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、審議会を代表し、審議会に関する会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(諮問)

第3条 区長は、条例第9条第2項の規定に基づき労働報酬下限額を定めようとするときは、審議会にこれを諮問する。

- 2 諮問は、審議会の調査、審議に必要な資料を添えて文書により行う。

(審議会の会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席し、かつ、事業者である委員、労働者である委員及び学識経験者である委員のそれぞれ1人以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は公開とする。ただし、足立区情報公開条例（平成12年足立区条例第91号）第8条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項を審議する場合にあっては、審議会の議決により、非公開とすることができる。

(答申)

第5条 審議会は、諮問された案件の調査、審議を終えたときは、遅滞なく答申書を作成し、区長に提出することとする。

(守秘義務)

第6条 審議会の委員は、その職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務部契約課において処理をする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則（平成25年11月15日規則第78号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 条例第12条第3項の規定により委員が委嘱された後最初に招集すべき審議会の会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、区長が招集する。

足立区公契約等審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、足立区公契約条例（平成25年足立区条例第47号。以下「条例」という。）第16条第6項の規定に基づき、足立区公契約等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 3 会長は、審議会を代表し、審議会に関する会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会の会議は公開とする。ただし、足立区情報公開条例（平成12年足立区条例第91号）第8条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項を審議する場合にあっては、審議会の議決により、非公開とすることができる。

(意見聴取)

第4条 審議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(報告)

第5条 審議会は、所掌する事項の調査、審議を終えたときは、報告書を作成し、区長に提出するものとする。

(守秘義務)

第6条 審議会の委員は、その職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(除斥)

第7条 審議会の委員は、自己又は父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の利害に関係ある事案については、議事に加わることはできない。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務部契約課において処理をする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則（平成25年11月15日規則第79号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 条例第16条第4項の規定により委員が委嘱された後最初に招集すべき審議会の会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、区長が招集する。

付 則（令和3年1月8日規則第1号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

公契約約款特約条項（工事請負契約）

（労働報酬の支払）

第1条 受注者及び受注関係者は、足立区公契約条例（平成25年足立区条例第47号。以下「条例」という。）第2条第4号に規定する労働者等（以下「労働者等」という。）に対し、条例第9条第1項に規定する額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の賃金等を支払わなければならない。

（受注者の連帯責任）

第2条 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った賃金等が労働報酬下限額を下回ったときは、当該賃金等と労働報酬下限額との差額に相当する額を当該受注関係者と連帯して支払わなければならない。

（労働状況の記録、保存）

第3条 受注者及び受注関係者は、労働者等に適用する労働報酬下限額、労働者等が公契約に係る業務に従事した時間その他区長が定める事項を記録し、これを労働基準法（昭和22年法律第49号）第109条に定める期間の間、保存しなければならない。

（法令等遵守の報告）

第4条 受注者は、公契約に係る業務に従事する労働者等の賃金等、労働時間、社会保険の加入状況その他の労働条件が法令等に適合し、適正なものであることについて、区長が指定する期日までに報告しなければならない。

（労働者等への周知）

第5条 受注者は、次に掲げる事項を作業場の見やすい場所に掲示し、若しくは備え付け、又は書面を交付することにより労働者等に周知しなければならない。

- （1） 労働者等の範囲
- （2） 労働報酬下限額
- （3） 条例第10条の規定による申出をする場合の申出先

2 受注者及び受注関係者は、労働者等に対し、労働者等に適用される労働報酬下限額又は職種を通知しなければならない。

（下請、再委託等）

第6条 受注者及び受注関係者は、公契約に係る業務の一部の請負又は当該業務に従事する労働者の派遣に関する契約を締結するときは、条例の規定を遵守する旨を定めなければならない。

（立入調査等）

第7条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者に対して報告を求め、又は区の職員に受注者の事業所等へ立ち入り、労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- （1） 労働者等から条例第10条に規定による申出があったとき。
- （2） 条例に定める事項の遵守状況を確認するため必要があると認めるとき。

2 受注関係者は、受注者から報告又は立入調査に協力することを求められたときは、速やかに応じなければならない。

(是正措置)

第8条 区長は、前条の報告及び立入検査の結果、受注者又は受注関係者が条例の規定に違反していると認めるときは、当該受注者に対して速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じることができる。

2 受注者は、前項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられた場合には、速やかに是正の措置を講ずるとともに、区長が定める期日までに、報告しなければならない。

3 受注関係者は、受注者から是正の措置を講ずることを求められたときは、速やかに応じなければならない。

(公契約の解除)

第9条 区長は、受注者が次の各号の規定に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第7条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(2) 前条第1項の規定による命令に従わないとき。

(3) 前条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(損害賠償)

第10条 前条の規定による契約の解除により受注者に損害が生じても、区は、その損害を賠償する責任を負わない。

(違約金)

第11条 区長は、第9条の規定により契約を解除したときは、違約金を徴収することができる。この場合において、工事請負契約約款第45条第3項及び第48条の2第2項の規定を準用する。

(受注者の責務)

第12条 受注者は、公契約を受注するものとして社会的な責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、条例第4条第1項に規定する区の施策に協力するよう努めなければならない。

2 受注者は、労働者等の適正な労働条件の確保、労働環境の整備に努めなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第13条 受注者及び受注関係者は、労働者等から賃金等に関する申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該労働者等が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

公契約約款特約条項（業務委託契約）

（労働報酬の支払）

第1条 受注者及び受注関係者は、足立区公契約条例（平成25年足立区条例第47号。以下「条例」という。）第2条第4号に規定する労働者等（以下「労働者等」という。）に対し、条例第9条第1項に規定する額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の賃金等を支払わなければならない。

（受注者の連帯責任）

第2条 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った賃金等が労働報酬下限額を下回ったときは、当該賃金等と労働報酬下限額との差額に相当する額を当該受注関係者と連帯して支払わなければならない。

（労働状況の記録、保存）

第3条 受注者及び受注関係者は、労働者等に適用する労働報酬下限額、労働者等が公契約に係る業務に従事した時間その他区長が定める事項を記録し、これを労働基準法（昭和22年法律第49号）第109条に定める期間の間、保存しなければならない。

（法令等遵守の報告）

第4条 受注者は、公契約に係る業務に従事する労働者等の賃金等、労働時間、社会保険の加入状況その他の労働条件が法令等に適合し、適正なものであることについて、区長が指定する期日までに報告しなければならない。

（労働者等への周知）

第5条 受注者は、次に掲げる事項を作業場の見やすい場所に掲示し、若しくは備え付け、又は書面を交付することにより労働者等に周知しなければならない。

- （1） 労働者等の範囲
- （2） 労働報酬下限額
- （3） 条例第10条の規定による申出をする場合の申出先

2 受注者及び受注関係者は、労働者等に対し、労働者等に適用される労働報酬下限額又は職種を通知しなければならない。

（下請、再委託等）

第6条 受注者及び受注関係者は、公契約に係る業務の一部の請負又は当該業務に従事する労働者の派遣に関する契約を締結するときは、条例の規定を遵守する旨を定めなければならない。

（立入調査等）

第7条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者に対して報告を求め、又は区の職員に受注者の事業所等へ立ち入り、労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- （1） 労働者等から条例第10条の規定による申出があったとき。
- （2） 条例に定める事項の遵守状況を確認するため必要があると認めるとき。

2 受注関係者は、受注者から報告又は立入調査に協力することを求められたときは、速やかに応じなければならない。

(是正措置)

第8条 区長は、前条の報告及び立入検査の結果、受注者又は受注関係者が条例の規定に違反していると認めるときは、当該受注者に対して速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じることができる。

2 受注者は、前項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられた場合には、速やかに是正の措置を講ずるとともに、区長が定める期日までに、報告しなければならない。

3 受注関係者は、受注者から是正の措置を講ずることを求められたときは、速やかに応じなければならない。

(公契約の解除)

第9条 区長は、受注者が次の各号の規定に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第7条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(2) 前条第1項の規定による命令に従わないとき。

(3) 前条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(損害賠償)

第10条 前条の規定による契約の解除により受注者に損害が生じても、区は、その損害を賠償する責任を負わない。

(違約金)

第11条 区長は、第9条の規定に違反し契約を解除したときは、違約金を徴収することができる。この場合において、委託契約約款第13条第3項から第7項の規定を準用する。

(受注者の責務)

第12条 受注者は、公契約を受注するものとして社会的な責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、条例第4条第1項に規定する区の施策に協力するよう努めなければならない。

2 受注者は、労働者等の適正な労働条件の確保、労働環境の整備に努めなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第13条 受注者及び受注関係者は、労働者等から賃金等に関する申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該労働者等が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

公契約約款特約条項（指定管理協定）

（労働報酬の支払い）

第1条 指定管理者（以下「受注者」という。）及び受注関係者は、足立区公契約条例（平成25年足立区条例第47号。以下「条例」という。）第2条第4号に規定する労働者等（以下「労働者等」という。）に対し、条例第9条第1項に規定する額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の賃金等を支払わなければならない。

（受注者の連帯責任）

第2条 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った賃金等が労働報酬下限額を下回ったときは、当該賃金等と労働報酬下限額との差額に相当する額を当該受注関係者と連帯して支払わなければならない。

（労働状況の記録、保存）

第3条 受注者及び受注関係者は、労働者等に適用する労働報酬下限額、労働者等が公契約に係る業務に従事した時間その他区長が定める事項を記録し、これを労働基準法（昭和22年法律第49号）第109条に定める期間の間、保存しなければならない。

（法令等遵守報告）

第4条 受注者は、公契約に係る業務に従事する労働者等の賃金等、労働時間、社会保険の加入状況その他の労働条件が法令等に適合し、適正なものであることについて、区長が指定する期日までに報告しなければならない。

（労働者等への周知）

第5条 受注者は、次に掲げる事項を作業場の見やすい場所に掲示し、若しくは備え付け、又は書面を交付することにより労働者等に周知しなければならない。

- (1) 労働者等の範囲
- (2) 労働報酬下限額
- (3) 条例第10条の規定による申出をする場合の申出先

2 受注者及び受注関係者は、労働者等に対し、労働者等に適用される労働報酬下限額又は職種を通知しなければならない。

（下請、再委託等）

第6条 受注者及び受注関係者は、公契約に係る業務の一部の請負又は当該業務に従事する労働者の派遣に関する契約を締結するときは、条例の規定を遵守する旨を定めなければならない。

（立入調査等）

第7条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者に対して報告を求め、又は区の職員に受注者の事業所等へ立ち入り、労働者等の労働条件が分かる書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- (1) 労働者等から条例第10条に規定による申出があったとき。
- (2) 条例に定める事項の遵守状況を確認するため必要があると認めるとき。

2 受注関係者は、受注者から報告又は立入調査に協力することを求められたときは、速やかに応じなければならない。

(是正措置)

第8条 区長は、前条の報告及び立入検査の結果、受注者又は受注関係者が条例の規定に違反していると認めるときは、当該受注者に対して速やかに当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じることができる。

2 受注者は、前項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられた場合には、速やかに是正の措置を講ずるとともに、区長が定める期日までに、報告しなければならない。

3 受注関係者は、受注者から是正の措置を講ずることを求められたときは、速やかに応じなければならない。

(協定の解除等)

第9条 区長は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理に係る協定を解除するとともに、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) 第7条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(2) 前条第1項の規定による命令に従わないとき。

(3) 前条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(損害賠償)

第10条 前条の規定による協定の解除、指定の取り消し、又は管理の業務の全部又は一部の停止により受注者に損害が生じても、区は、その損害を賠償する責任を負わない。

(違約金)

第11条 区長は、第9条の規定により指定管理に係る協定を解除するとともに、指定管理者の指定を取り消したときは、違約金を徴収することができる。この場合において、〇〇〇の管理に関する基本協定書第〇条(第〇項)の規定を準用する。(※)

(受注者の責務)

第12条 受注者は、公契約を受注するものとして社会的な責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、条例第4条第1項に規定する区の施策に協力するよう努めなければならない。

2 受注者は、労働者等の適正な労働条件の確保、労働環境の整備に努めなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第13条 受注者及び受注関係者は、労働者等から賃金等に関する申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該労働者等が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならない。

※ 第11条の指定の取消しによる違約金の規定については、基本協定書の内容により条文が相違することがあります。上記の記載は参考例となります。

労働基準法（昭和二十二年四月七日法律第四十九号）（抜粋）

（定義）

第九条 この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

第十一条 この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。

（時間外、休日及び深夜の割増賃金）

第三十七条 使用者が、第三十三条又は前条第一項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上五割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が一箇月について六十時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の五割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

- ② 前項の政令は、労働者の福祉、時間外又は休日の労働の動向その他の事情を考慮して定めるものとする。
- ③ 使用者が、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、第一項ただし書の規定により割増賃金を支払うべき労働者に対して、当該割増賃金の支払に代えて、通常の労働時間の賃金が支払われる休暇（第三十九条の規定による有給休暇を除く。）を厚生労働省令で定めるところにより与えることを定めた場合において、当該労働者が当該休暇を取得したときは、当該労働者の同項ただし書に規定する時間を超えた時間の労働のうち当該取得した休暇に対応するものとして厚生労働省令で定める時間の労働については、同項ただし書の規定による割増賃金を支払うことを要しない。
- ④ 使用者が、午後十時から午前五時まで（厚生労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時まで）の間において労働させた場合においては、その時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の二割五分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。
- ⑤ 第一項及び前項の割増賃金の基礎となる賃金には、家族手当、通勤手当その他厚生労働省令で定める賃金は算入しない。

（記録の保存）

第百九条 使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を五年間保存しなければならない。

附 則

(経過措置)

第百四十三条 第百九条の規定の適用については、当分の間、同条中「五年間」とあるのは、「三年間」とする。

労働基準法施行規則（昭和二十二年八月三十日号外厚生省令第二十三号）（抜粋）

（深夜業の割増賃金）

第二十条 法第三十三条又は法第三十六条第一項の規定によつて延長した労働時間が午後十時から午前五時（厚生労働大臣が必要であると認める場合は、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時）までの間に及ぶ場合においては、使用者はその時間の労働については、第十九条第一項各号の金額にその労働時間数を乗じた金額の五割以上（その時間の労働のうち、一箇月について六十時間を超える労働時間の延長に係るものについては、七割五分以上）の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

② 法第三十三条又は法第三十六条第一項の規定による休日の労働時間が午後十時から午前五時（厚生労働大臣が必要であると認める場合は、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時）までの間に及ぶ場合においては、使用者はその時間の労働については、前条第一項各号の金額にその労働時間数を乗じた金額の六割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

（割増賃金の基礎となる賃金に算入しない賃金）

第二十一条 法第三十七条第五項の規定によつて、家族手当及び通勤手当のほか、次に掲げる賃金は、同条第一項及び第四項の割増賃金の基礎となる賃金には算入しない。

- 一 別居手当
- 二 子女教育手当
- 三 住宅手当
- 四 臨時に支払われた賃金
- 五 一箇月を超える期間ごとに支払われる賃金

（記録保存期間の起算日）

第五十六条 法百九条の規定による記録を保存すべき期間の計算についての起算日は次のとおりとする。

- 一 労働者名簿については、労働者の死亡、退職又は解雇の日
- 二 賃金台帳については、最後の記入をした日
- 三 雇入れ又は退職に関する書類については、労働者の退職又は死亡の日
- 四 災害補償に関する書類については、災害補償を終わった日
- 五 賃金その他労働関係に関する重要な書類については、その完結の日

② 前項の規定にかかわらず、賃金台帳又は賃金その他労働関係に関する重要な書類を保存すべき期間の計算については、当該記録に係る賃金の支払期日が同項第二号又は第五号に掲げる日より遅い場合には、当該支払期日を起算日とする。

③ 前項の規定は、第二十四条の二の二第三項第二号イ及び第二十四条の二の三第三項第二号イに規定する労働者の労働時間の状況に関する労働者ごとの記録、第二十四条の二の四第二項（第三十四条の二の三において準用する場合を含む。）に規定する議事録、年次有給休暇管理簿並びに第三十四条の二第十五項第四号イからへまでに掲げる事項に関する対象労働者ごとの記録について準用する。

**労働基準法第三十七条第一項の時間外及び休日の割増賃金に係る率の最低限度を定める
政令〔平成六年一月四日政令第五号〕**

内閣は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

労働基準法第三十七条第一項の政令で定める率は、同法第三十三条又は第三十六条第一項の規定により延長した労働時間の労働については二割五分とし、これらの規定により労働させた休日の労働については三割五分とする。

附 則

この政令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則〔平成十一年一月二九日政令第一六号〕

この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則〔平成十二年六月七日政令第三〇九号抄〕

（施行期日）

- 1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

最低賃金法（昭和三十四年四月十五日法律第百三十七号）（抜粋）

（最低賃金の減額の特例）

第七条 使用者が厚生労働省令で定めるところにより都道府県労働局長の許可を受けたときは、次に掲げる労働者については、当該最低賃金において定める最低賃金額から当該最低賃金額に労働能力その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める率を乗じて得た額を減額した額により第四条の規定を適用する。

- 一 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
- 二 試の使用期間中の者
- 三 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項の認定を受けて行われる職業訓練のうち職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させることを内容とするものを受ける者であつて厚生労働省令で定めるもの
- 四 軽易な業務に従事する者その他の厚生労働省令で定める者

最低賃金法施行規則（昭和三十四年七月十日労働省令第16号）（抜粋）

（最低賃金の減額の特例）

第三条 法第七条第三号の厚生労働省令で定める者は、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第九条に定める普通課程若しくは短期課程（職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。）の普通職業訓練又は同条に定める専門課程の高度職業訓練を受ける者であつて、職業を転換するために当該職業訓練を受けるもの以外のものとする。

- 2 法第七条第四号の厚生労働省令で定める者は、軽易な業務に従事する者及び断続的労働に従事する者とする。ただし、軽易な業務に従事する者についての同条の許可は、当該労働者の従事する業務が当該最低賃金の適用を受ける他の労働者の従事する業務と比較して特に軽易な場合に限り、行うことができるものとする。

第四条 法第七条の許可を受けようとする使用者は、許可申請書を当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出しなければならない。

- 2 前項の許可申請書は、法第七条第一号の労働者については様式第一号、同条第二号の労働者については様式第二号、同条第三号の労働者については様式第三号、前条第二項の軽易な業務に従事する者については様式第四号、同項の断続的労働に従事する者については様式第五号によるものとする。

地方自治法（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）（抜粋）

（公の施設）

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 （省略）

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4～9 （省略）

- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。